

Title	ドイツ・ライヒの財政収支(1933-1944年度)
Sub Title	Statistischer Überblick über die Reichsfinanzen von Deutschland in den Rechnungsjahren 1933-1944
Author	大島, 通義
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1983
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.76, No.1 (1983. 4) ,p.151- 174
JaLC DOI	10.14991/001.19830401-0151
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19830401-0151

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ドイツ・ライヒの財政収支

(1933~1944年度)

大島 通義

まえがき

1933年初頭から1945年春までの、ドイツがナチスの支配下にあった時期のライヒ(中央)政府の財政運営について、筆者は先に「第三帝国における予算政策」と題して若干の統計を掲げて論述を試みた⁽¹⁾。だが、そこでの統計表は、対象とする時期に限られ、範囲も部分的であり、第三帝国のライヒ財政の全容を知るには不十分なものだったことを認めざるをえない。そこで、その後に続けてきた史料や文献の検討の結果をふまえて、未完のままとなっている前記の論稿に一応の区切りをつけ、今後の研究の足がかりを築きなおすことを目標として、ライヒ財政に関する基本的な統計を資料としてここに提示することとする。

I 予備的説明

第三帝国においては、当初は Reichsgesetzblatt と Statistisches Jahrbuch für das deutsche Reich に予算が、また、そのほぼ全期間にわたって後者と Wirtschaft und Statistik には租税および公債に関する統計が公表されていた。だが、ライヒ歳計決算は、1933年度に関するもの以後、第三帝国の崩壊に至る間公表されることはなかった。財政統計の核心である決

算統計の欠如を戦後の研究史において補ってきたのは、Statistisches Handbuch von Deutschland 1928—1944, bearb. u. hrsg. v. Länderrat des amerikanischen Besatzungsgebietes, München 1949 (以下、Statistisches Handbuch と略記)、S. 555 所収の「ライヒ歳計、ライヒ公債および通貨流通」と題する僅か1頁分の統計だった。ここには、ライヒ歳計収支総額、収支両面の主要項目の金額が掲げられており⁽²⁾、また、メフォ手形の1935年度以後の期末流通在高といった重要な記録も含まれている。だが、個々の項目の概念規定が明示されていない(たとえば、「国防軍・軍備等」のための支出——本稿第15表第Ⅲ欄——はどのような内訳から成り立っているのか不明である)ため、立入った財政分析の基礎には据えにくい類のものだった。他方、この間に当時の歳計決算書は西ドイツの連邦史料館等において一般に利用可能となっていたにもかかわらず、対象とする時期を限定して決算書を利用した研究はあるものの⁽³⁾、第三帝国の全期間を対象にして財政統計を決算資料から再構成しようとした試みを、筆者は寡聞にしてまだ知らない。このような状況を考慮して、本稿では、利用可能な1933~42年度のライヒ歳計決算資料を素材として財政収支の基本的な仕組を統計によって明らかにすることとした。あわせて、この時期の最も重要な支出項目である国防費について決算統計から知り

注(1) 三田学会雑誌、70巻3号(1977年6月)、21~40頁。

(2) これらの数値は、Statistische Praxis, Monatszeitschrift des Statistischen Zentralamtes (Deutsche Verwaltung für Statistik in der sowjetischen Besatzungszone), 1. Jg., Heft 1 (Oktober 1946) 所収の Kartei-blatt: Die Kriegsfinanzierung im Reichshaushalt の統計(ただし、1933, 36, 37年度を欠く。また、項目の取捨選択に相違あり)と全く同じであり、両者は何らか共通の資料によっているものと思われる。本文で触れた「国防軍・軍備等」およびその他二三の項目を別として、そこにかかげられている数値の意味は、本稿の諸統計と対照することによってある程度は説明可能である。

(3) Ries, Bertold: Die Finanzpolitik im Deutschen Reich von 1933—1935, Diss. Freiburg i. Br. 1964.

うることを要約して提示することとする。

ここであらかじめ、以下の一連の統計が負っている限界と、歳計決算を整理する際に注意すべき問題点とを指摘しておく。

まず、本稿では、ライヒ財政を州・市町村財政と関連づけたり、国民経済計算の枠内に位置づけることは、一切試みられていない。このような試みには、関連諸統計の探索と慎重で綿密な検討が必要である。こうした作業からどれほどの成果を期待しうるのであるか定かではないが、いずれにせよそれは、資料の面でも時間的にも筆者には今のところ不可能である。このように対象を限定したうえでなお残るのは、社会保険財政とライヒ財政との関連を無視してよいのかという問題である。前者は、ヴァイマル共和制以来すでに準国庫としてライヒ財政を補完する役割を果たしていた⁽⁴⁾、1937年度からは、ライヒ政府は法改正を経て、ライヒ職業紹介・失業保険局の収入の一部を政府の雇用創出事業の資金調達(雇用創出手形の償還)にあてさせることができるようになった。このことを考慮して、ライヒ財政収支と社会保険財政収支を統合する作業は別の機会に譲るとして、本稿では、職業紹介・失業保険局の決算報告にもとづいて、ライヒ政府支出を補完する機能を果たした同局の支出の一覧表を掲げることとする(第17表)。

次に、ライヒ歳計決算そのものについて注意すべき問題点と、本稿でのその処理について説明しておく。第一に、歳計の構成が、ライヒ政府の権限と責任のもとにあるすべての収入と支出を含むものとなっていないことに注意しなければならない。まず、1932年度まではライヒ歳計は総額原則によっていたのに、翌33年度からは純額原則による計上に切換えられた。これによって総収入から控除されることになった項目と金額は第2表のとおりであり、その最大のものは州・市町村に対する交付税交付金 Steuerüberweisungen だった。以下の表示においては、原則として総額原則

によることとし、そのために必要な修正が加えられている(ただし、第1表では、当時の各年度の歳計の計上方式のままとし、第10表では、1932年度も含めて純額原則による)。その理由は、総額原則をとることによって、1932年度と33年度以後との比較が可能となり、また、地方交付税交付金制度の運営の動向とその財政資金割当制度 Finanzzuweisungen への転換をつうじて、ライヒと地方団体との財政関係がどのように変わってゆく⁽⁶⁾かを察する手がかりが得られると考えるからである(第8表参照)。なお、租税証券の納税充当額 Anrechnung von Steuergutscheinen は、歳計決算では「負の収入」として控除されているが、本稿では、総額原則に準じてそのまま歳入と認め、同額を債務償還に加算している(第2および5表参照)。

ライヒ歳計決算に関する一層重要な問題は、周知の雇用創出と再軍備のための手形金融による支出が、政府発注にもとづく手形振出の時点では支出として認識されず、その結果、手形償還の段階で初めて、しかも、「失業救済」もしくは「武器・弾薬・器材」といった支出科目に計上されていることである(ただし、1939年度以後は「短期債務の償還」として計上されている——第5および13表参照)。これは、ライヒ財政収支を正確に把握したものと言うことはできない。以下の統計整理においては、ある年度に振出された手形の規模を諸史料にもとづいて推定し、その金額を当該年度の雇用創出もしくは国防関係の支出に追加計上すると同時に(第2, 11, 13および15表参照)、このことがライヒ政府にとって負債の発生を意味するところから収入面にも同額を計上し(第2表参照)、手形償還は、それがおこなわれた年度の債務償還費として処理することとした(第5表参照)。

ライヒ歳計決算について注意すべき第3の点は、歳出の目的規定が明確でなく、もしくは、実態を正確に反映していないことである。先に指摘した手形償還の計上の仕方はその一例であり、また、その際、雇用創

注(4) Herrmann, Walther: Intermediäre Finanzgewalten. Eine Analyse deutscher hilfsmittelischer Gebilde im ersten Jahrzehnt nach Stabilisierung, Jena 1936, S. 10—87.

(5) Abschnitt IV § 107 Abs. 3 des Gesetzes über den Ausbau der Rentenversicherung, vom 21. Dezember 1937, in: RGBl I, S. 1393 ff., 特に S. 1403 f.

(6) Pagenkopf, Hans: Der Finanzausgleich im Bundesstaat. Theorie und Praxis, Stuttgart—Berlin—Köln—Mainz 1981, S. 131—140 参照。

(7) この歳計上の処理方法の相違は、租税証券を単なる免税保証書と見るか、広義のライヒ債務と見るかの見解の相違にもとづいている。Schüller, Karl: Arbeitsbeschaffung und Finanzordnung in Deutschland, Berlin 1936, S. 99 f. 参照。

出形手の償還にメフの手形の償還が含まれている場合さえあった(第5表註7参照)。一層重要なことは、ライヒ歳計における軍事費とは、国防省と航空省の歳出のみとは限らないことである。ヴァイマル共和制下の秘密再軍備以来、軍事費は、国防軍のもとに形成された非合法基金および他省の科目をつうじても支出されてきたのであり、その実態は決算以外の史料の考証なしには把握できない。⁽⁸⁾ 第三帝国において「ライヒ防衛措置 Reichsverteidigungsmaßnahmen」と呼ばれた、他省勘定を経由する事実上の軍事費は、決算書の記述からある程度まで確認可能だが(第11表註4~6参照)、本稿では、その全容を明らかにできてはいない。⁽¹⁰⁾ この意味で、本稿における軍事費は、何をもって軍事費と見るかという定義上の問題はあるけれども、いずれの年度についても過少評価となっている可能性がある。加えて、筆者が現在手許で利用できるのは、決算書のうち、款 Einzelplan と項 Kapitel (従って、目 Titel を含まない科目分類) からなる決算総括表 Gesamtrechnung であり、このことによって、決算の細目の分析が一層大きな制約を蒙っていることを認めておかねばならない。これらの点については、後日にその補完を期すこととする。

なお、軍事費の定義に関連して、ナチスの準軍事組織のための支出や四ヶ年計画関係の支出をも軍事費に含めるべきだという主張がある。⁽¹¹⁾ このうち、四ヶ年計画関係の政府支出を明確に特定することは、筆者には目下のところ不可能である。だが、準軍事組織のための支出については一応の整理が可能なので、警察および国民社会主義ドイツ労働者党(以下、党と略記)に関する政府支出とあわせて、その概観を試みることにした(第16表)。

一連の統計を作成するにあたって利用した主な根拠

資料は、以下のとおりである。

- 〔1〕 Reichshaushaltsrechnung 1932, Berlin-Leipzig 1933; Reichshaushaltsrechnungen 1933—1941, in: Bundesarchiv: RD 47/3 (以下年次を付して Reichshaushaltsrechnung と略記)。
- 〔2〕 Überblick über das Rechnungsergebnis für 1942, Abteilung I (des Reichsfinanzministeriums), Referat Mayer, Berlin, den 6. August 1943, in: Bundesarchiv: R2/24250(以下, Rechnungsergebnis 1942 と略記)。
- 〔3〕 Statistische Übersichten über die Einnahmen und Ausgaben des Reichs in den Rechnungsjahren 1938—1943, Dirig Stat (istisches) B (tro des Reichsfinanzministeriums), Berlin, den 16. November 1944, in: Bundesarchiv: R 2/24250 (以下, Statistische Übersichten と略記)。
- 〔4〕 Finanzieller Überblick über die vergangenen fünfviertel Kriegsjahre, Generalbüro (des Reichsfinanzministeriums), F 3400—44 GenB g, Berlin, den 20. Januar 1945, in: Bundesarchiv: R2/24241 (以下, Finanzieller Überblick と略記)。
- 〔5〕 Mefo-Wechsel. Eine zeitliche und zahlenmäßige Übersicht über die Ausstellung und Einlösung von Mefo-Wechseln, bearb. v. Archiv des ehemaligen Reichsfinanzministeriums, Berlin, den 20. Juli 1946, in: Bundesarchiv: R2 Anh./37 (以下, Bericht über Mefo-Wechsel と略記)。
- 〔6〕 Die Finanzierung der Wirtschaftsgruppen während des Hitlerregimes, bearb. v. Archiv

注(8) Neumark, Fritz: Der Reichshaushaltsplan. Ein Beitrag zur Lehre vom öffentlichen Haushalt, Jena 1929, S. 297 ff.; Witt, Peter-Christian: Finanzpolitik als Verfassungs- und Gesellschaftspolitik. Überlegung zur Finanzpolitik des Deutschen Reiches in den Jahren 1930 bis 1932, in: Geschichte und Gesellschaft, Zeitschrift für Historische Sozialwissenschaft, 8. Jg. (1982), Heft 3, S. 386—414, 特に S. 390。

(9) Oshima, Michiyoshi: Die Bedeutung des Kabinettsbeschlusses vom 4. April 1933 für die autonome Haushaltsgebarung der Wehrmacht, in: Finanzarchiv, N. F. Bd. 38 (1980), Heft 2, S. 193—235。

(10) Stuebel, Heinrich: Die Finanzierung der Aufrüstung im Dritten Reich, in: Europa-Archiv, 20. Juni 1951, S. 4129, 4131 und Anm. 6 参照。

(11) Kuczynski, Jürgen: Studien zur Geschichte des staatsmonopolistischen Kapitalismus in Deutschland 1918 bis 1945, 2. Aufl., Berlin 1965, S. 128 ff.; Eichholtz, Dietrich: Geschichte der deutschen Kriegswirtschaft 1939—1945, Bd. I: 1939—1941, Berlin 1969, S. 31 f.; Schweitzer, Arthur: Die wirtschaftliche Wiederaufrüstung Deutschlands von 1934—1936, in: Zeitschrift für die gesamte Staatswissenschaft, Bd. 114 (1958), S. 617f。

des ehemaligen Reichsfinanzministeriums, A 653/48, Berlin-Charlottenberg, den 4. August 1948, in: Bundesarchiv: R2 Anh./37 (以下, Bericht über die Finanzierung と略記).

統計表の時期区分は、特にことわらないかぎり、すべて会計年度(4月～翌年3月)による。また、四捨五入のため、個々の数値の合計額と合計欄の数値との間には若干の過不足がありうる。なお、以下の統計における「支出 Ausgaben」とは、「当年度繰越財源額 Ausgabereste」を含まない、当年度の実支出額である。

II 財政収支

最初に掲げるのは、ライヒの財政収支に関するものである。第1表は、ライヒ歳計の枠組を変えずに、經常および特別両歳計の歳入および歳出の純計を算出し、その収支差額を示したものである。第2表においては、先に述べたライヒ歳計の構成上の問題点に即して、その修正に際して考慮すべき要因を列挙した。第I～VI欄は、歳計上「負の収入」として歳入から控除されているものであり、第VII, VIII欄は、歳計にはその償還の段階で初めて登場する手形金融による資金調達とその支出が掲げられている。その規模は、1938年度を除いて(同表註4参照)、収入・支出同額である。

第3表は、第2表にあげた諸要因を考慮に入れて第1表の歳計決算を修正したライヒ財政収支総括表である。その際、公債金収入等の借入を除く収入と債務償還を除く支出とを対応させた結果が第III欄の「収入差額1」であり、すべての収入と支出とを対応させたものが「収入差額2」である。財政収支における金融取引を問題にするのであれば、金融負債の増減のみでなく金融資産のそれをも考慮に入れるべきことは勿論だが、目下利用しうる資料では金融資産の増減の正確な把握は不可能である。従って、当面この程度の整理に止まらざるをえないのだが、それでも、これをライヒの公債およびその他債務の残高の推移と対照することによって(後述)、ライヒの政府支出乃至いわゆる赤字支出がどのような方式の資金調達によってまかなわれたかを知る手がかりは得られるだろう。

第4表は、1939年9月1日を起点として、戦時中の財政収支を年次別に概観したものである。他の諸表での統計が1942または43年度で終わっているのに対して、この表では、推定額にせよ終戦時までの支出規模が示されている。シュヴェリン・フォン・クロズィクが戦時財政回顧録(1953年刊行)で掲げている支出規模は、1945年2月末までの時期についてはこの表の数値と一致しているが、最後の2ヶ月を含む戦時支出総額は6595億RMではなく、6700億RMとされている。

III 借入と償還

第5表は、歳計決算に従って、公債金収入等の借入による収入額と、利子支払および債務償還のための支出額とをまとめたものである。このうち、特に問題となるのは後者の債務償還である。Statistisches Handbuch, aaO., S. 555 が掲げる「公債およびその他債務の償還」の金額は、この表のB-I「第XIV款ライヒ公債の歳出として」の第2～6項の合計金額と一致する。しかし、歳計決算では、これ以外に、第XVII款一般財政に租税証券等の償還が(B-II欄)。また、これと国防省・航空省・労働省の款とに手形償還が計上されている(B-III欄)。本稿では、これらのすべてを債務償還とみなすと同時に、租税証券(パーペン計画による)の納税充当をも同様の機能を果たすものと考えてこの表を作成した(B-IV欄)。

第6表は、ライヒ公債等の年度末残高の推移を辿ったものだが、ここでも第5表での考え方に従って、正規に登録されたライヒ公債(A欄)だけでなく、公債統計では「その他」として扱われているライヒの諸債務(メフォ手形を含む)の残高の変動(B欄)をもあわせて示してある。

第5表の借入および償還を考慮に入れて算定した第3表の収支差額1および2と、第6表の公債およびその他債務残高の推移の主な項目との対応関係を明らかにするために作成されたのが、第1図と第2図である。収支差額1はライヒの公債等の残高総計の変動と、また、収支差額2は短期債務残高の変動と、かなり似通った軌跡を描いており、時期によっては両者が重なり合っているのを見ることができる。

注(12) *Schwerin von Krosigk, Lutz Graf: Wie wurde der Zweite Weltkrieg finanziert?*, in: Bilanz des Zweiten Weltkrieges. Erkenntnisse und Verpflichtungen für die Zukunft, Oldenburg-Hamburg 1953, S. 311 ff., 特に S. 321 f.

IV 収入

第7表は、ライヒの収入を歳計決算にもとづき、第2表による修正を加えて表示したものである。ライヒ歳計では、歳入は各款別(その構成については第10表参照)に計上されているが、その大半は第XIV款ライヒ公債と第XVII款一般財政によって占められている。この表の第I—VIII欄の収入は後者と、第IX欄のそれは前者とほぼ対応している。第IX欄の戦時特別収入は特別歳計の歳入であり、第X欄のその他の収入は、主として、各款に計上されている行政収入である。

第8表は、ライヒの租税収入の税種目別構成と、それがどのように州やライヒ・アウトバーン公社等に配分され、どれ程のものがライヒの一般財源として残されたかを明らかにしようとしたものである。加えて、ライヒと州との関係が税収配分の焦点だったことに鑑みて、ライヒ一般財源による地方関係支出の概観を試みた。

第9表は、戦時中の占領経費負担収入を被占領国別に見たものである。その総額の年次別推移については、第4表を参照されたい。

V 支出

第10表は、ライヒの歳出を、その歳計本来の形式である款別に表示したものである。ここでは、1933年度以後採用されていた純額計上方式によることとし、1932年度の決算をこれに合せて修正してある。

ライヒ歳計の款別構成は、この表に明らかかなように、おおむね機関別分類によっているが、「ライヒ公債」、「退職金・年金」あるいは「戦後処理」のように、これ以外の基準によっているものもある。最も分かりにくい性格の款は「一般財政」であり、ここには、歳入面では租税収入が計上される一方、歳出面で

は、經常・特別両歳計間の調整、地方関係支出、多種多様な補助や貸付などが含まれている。また、個々の支出の款への帰属も年度によって異なる場合がある。たとえば、党と準軍事組織への支出は、当初「内務省」に計上されていたのが後に「一般財政」に移管されており、また、四ヶ年計画関係の支出は、1937年度には新設の同じ名目の款に計上されたのに、翌年度からは「経済省」に移されている。

こうした難点を克服するために、ライヒ支出の動向をその目的別構成という観点から明らかにしようとしたのが、第11表である。個々の支出をどのような政策目的と関連させるかについては、目下利用しうる資料に制約があることから一層の検討が必要であり、その意味でこの表はひとつの試みにすぎない。

それにしても、この表によって第三帝国における政府支出の動向について一応の理解は得られるであろう。問題はやはり、国防および戦争関連支出にある。ここに掲げた各種の支出は、筆者が諸資料から知りえたかぎりのものであって、これをもって従来の様々な主張に対置して、新たに軍事費の規模乃至概念として主張しようとするものではない。

なお、雇用創出事業関係費については、目的別分類の原則からすれば、社会保障、住宅、交通等の項目にこれを分割すべきであろう。リースが試みているように⁽¹⁴⁾、この支出の取扱金融機関別分布が支出の目的別分布と対応するとみなすのもひとつの方法だが、根拠資料の利用において十全を期しがたいので、ここではその方法は採用していない。

VI 国防費

第三帝国、ことに1933~39年の間の国防費については、戦争直後から今日に到るまで多くの議論と推計が試みられてきた⁽¹⁵⁾。この問題について、ミヒャエル・ガイヤーは1981年の論文において、この時期の国防費の

注 (13) その制度の概観として、Neumark, F.: Der Reichshaushaltsplan, aaO., S. 36ff. 参照。

(14) Ries, B.: Die Finanzpolitik im Deutschen Reich von 1933—1935, aaO., S. 171f.

(15) その総括的展望を試みたものとして、Hennig, Eike: Industrie, Aufrüstung und Kriegsvorbereitung im deutschen Faschismus (1933—1939). Anmerkungen zum Stand "der" neueren Faschismusk Diskussion, in: Gesellschaft, Beiträge zur Marxschen Theorie, 5, Frankfurt a. M. 1975, S. 68 ff. を参照。同様の試みは、これを参照しつつ、次の論文によってもなされている。Volkmann, Hans Erich: Die NS-Wirtschaft in Vorbereitung des Krieges, in: Das deutsche Reich und der Zweite Weltkrieg, Bd. I, Ursachen und Voraussetzungen der deutschen Kriegspolitik, hrsg. v. Militärgeschichtlichem Forschungsamt, Stuttgart 1979, S. 246 f. ただし、この両論文については、次の点を指摘しておかねばならない。すなわち、Hennig が S. 122 の表で暦年別の軍

経理はおよそ経理というに値しないものだったとしても、1939年8月末までの国防費はほぼ610億RMだったと見ることにこの問題をめぐる議論には一応の決着がついたと思われる、と述べている。⁽¹⁶⁾ 筆者も、これらの点について基本的に異論はない。そのうえでなおここで従来のものとある点異なる国防費統計を掲げるのは、財政統計を詳細に検討した結果、国防費の総額はともかく、その資金調達における経常的財政資金とメフォ資金との相対関係について従来の理解を修正する必要があると思われたからである。

この問題に立入るに先立って、各表の概要を説明しておこう。第12表は、歳計決算における国防費をまとめたものである。この場合、国防費とは、当時の慣例に従って、第Ⅷ款国防省と第ⅩⅥ款航空省の歳出とした。⁽¹⁷⁾ 第13表はメフォ手形について、第14表はその後身にあたる納入者国庫証券 Lieferungs-Schatzanweisungen について、それぞれ発行・償還等の基本的な数値を示したものである。第15表には、当時国防費を管理する立場にあった、もしくはそれに最も近かった部局(国防軍最高司令部国防経済局、ライヒ大蔵省統計局等)によって作成された国防費統計を掲げ、あわせて筆者の推計結果を示すこととした。

ところで、最初に事実として確認しておきたいことは、1935年度からすでにメフォ手形の償還がおこなわれていたこと、その規模は「微少」⁽¹⁸⁾と言えるようなものではなく、ことに1937年度には約39億RM(国防費歳出総額約83億RMのうち)に達したこと、しかも、先に述べたように、その支出は国防費として(1935年度にはさらに労働省歳出としても)計上されていたことであ

る(第13表Ⅱ欄)。この種の支出は、支出の目的別分類の観点からすれば国防費ではなく、債務償還費とみなすべきものであろう。なお、実際には、この手形償還費は中・長期債の発行によってまかなわれた。

次の問題は、従来の通説的理解において、メフォ手形の年度末流通在高の増分がその年度の新規発行額とみなされ、メフォ手形の発行が停止された1937年度末の流通在高120億RMがメフォ手形の発行総額だとされてきたことである。前述の手形償還の事実を考慮に入れるならば、メフォ手形の年度毎の発行総額は、年度末の流通在高の対前年度末増加額と当該年度における償還額との合計額とすべきであろう。このように考えるならば、メフォ手形の発行総額は120億RMではなく、196億RMである(第13表Ⅲ欄)。

この場合、歳計上の国防費からは手形償還額が控除されているから(第12表)、これと上記の修正後のメフォ手形発行総額との合計額(第15表Ⅴ欄)は、シュテューベルの推計における合計額(同上Ⅳ欄)と同じである。(正確には、1935年度に労働省の歳出として計上された償還額約6億RMだけ前者と後者より大きい。)筆者の推計が通説と異なるのは、国防費総額における経常的財政資金とメフォ資金との相対関係についてである。このことを重視するのは、次の理由による。すなわち、当時の海軍については、メフォ資金は「5月計画」と呼ばれる一連の建艦補充計画の実施に充当されていたことが知られているが、⁽¹⁹⁾このことから推察して、国防軍全体においても、経常的財政資金とメフォ資金とはそれぞれ異なった支出目的(恐らくは経常需要の充足と建設需要のそれのごとき)が対応していたと思われるか

事費としてあげている H. Stuebel (第15表Ⅳ欄), W. Fischer, A. Schweitzer, B. A. Carroll, L. Schwerin von Krosigk (実は Genske. 第15表註9参照), R. Erbe, D. Eichholtz の統計のうち、実際には、Erbe と Eichholtz のもの以外はすべて会計年度別の軍事費であり、また、Stuebel の掲げる統計には計算違いがある(第15表註10参照)のに、これを正すことなくそのまま何の注意書も加えずに掲出している。そして、これらの誤りは、そのまま Volkman の論文に再現されているので、読者は注意が肝要である。

注(16) Geyer, Michael: Zum Einfluß der nationalsozialistischen Rüstungspolitik auf das Ruhrgebiet, in: Rheinische Vierteljahrsblätter, Jg. 45, 1981, S. 253.

(17) リースは、本稿第10表註7で指摘した事実を考慮して、1933年度以後の航空省の支出の一部は民間航空に関するものと見て、国防費からこれを除外し、運輸・交通関係の支出に加えている。Ries, B.: Die Finanzpolitik im Deutschen Reich, aaO., S. 172 参照。

(18) Hansmeyer, Karl-Heinrich und Rolf Caesar: Kriegswirtschaft und Inflation (1936—1948), in: Währung und Wirtschaft in Deutschland 1876—1975, hrsg. v. Deutscher Bundesbank, Frankfurt a. M. 1976, S. 393 Anm. 2.

(19) Dülffer, Jost: Weimar, Hitler und die Marine. Reichspolitik und Flottenbau 1920—1939, Düsseldorf 1973, S. 242.

(20) Geyer, Michael: Zum Einfluß der nationalsozialistischen Rüstungspolitik auf das Ruhrgebiet, aaO., S. 253 を参照。

らである。しかし、こうした想定のは非は、関連史料、ことに国防軍文書の考証にもとづいて判断されなければならない。

第15表には、1938年度以後について二種類の統計が掲げられている。第Ⅲ欄の統計については、本稿の冒頭ですでに言及した。第Ⅱ欄の統計は、作成者がライヒ大蔵省であること、1942年度の数値が第12表の歳計決算のそれと一致していることから考えて、1938、39両年度について必要な修正（註4、5、12参照）を加えるならば、この時期の国防費の統計としては最も明確で信頼できるものであると思われる。

Ⅶ その他

第三帝国の警察、準軍事組織および党については広範な記録や研究が掛けにされてきたが、これらの組織の財政について言及した例はごく僅かである。また、ライヒの政府支出のうちこれを位置づけようとした試みもほとんど皆無に近い。そこで、第16表では、決算資料にもとづいて捕捉可能な限りでこれらの諸組織のための財政支出を抽出してみることにした。このうち、警察関係支出は第Ⅴ款内務省（一部は第ⅩⅦ款一般財政）に計上されていて、比較的分かりやすいのだが、準軍事組織および党に関する支出の捕捉は困難な点が多く、資料として示したように、シュミット・シュヴァルツェンベルク（ライヒ大蔵省第Ⅰ局で党とライヒとの財政関係を担当）の宣誓供述書の記述を決算と対照しつつ、この資料を作成した。それでもなお党と政府の財政関係の把握は単純化されすぎているきらいがあり、またその規模も過少評価となっている可能性

がある。

第17表を掲げた理由は、まえがきで述べたとおりである。第Ⅰ欄は、Denkschrift des Reichsfinanzministeriums, aaO. が1932—33年のライヒ政府の雇用創出事業の一環として位置づけているライヒ職業紹介・失業保険局の支出である。第Ⅱ欄は、上記以外のもので同局の年次報告がライヒ政府の目的のためとしてあげている支出の一覧表である。1939年と40年については暦年統計しか見ることができなかったため、1938年度の数値と1939年のそれとの間で重複計算とならないよう推計を試みた。

最後に、参考として、1924—38年度の財政収支を総合的に示したものを、第18表として掲げておく。この表の基になっているのは、資料として掲げたライヒ銀行経済・統計局作成のライヒ財政収支表（1924—1933年度）であり、これを可能な限り同一の分類基準で1938年度まで延長したのがこの表である。第3表とは異なり、ここでは、租税等の経常収入で支出をどの程度まかないえたか、その差額を補填するために、資産売却、公債発行等のような資金調達方法がとられたかを明らかにすることを主眼として財政収支が構成されている。また、この表での支出は、他の表でとは異なり、人件費、物件費等おおむね使途別分類によって整理されている。1938年度までのみを対象としたのは、翌39年度以後国防費を中心とした特別歳計が設定され、収支の分類整理が著しく困難となるためである。いずれにせよ、この表は、ヴァイマルの安定期から大恐慌の時期、そして第三帝国の前半期にかけてのライヒ財政収支展望のひとつの手がかりとなるだろう。

（経済学部教授）

注 (21) 武装親衛隊の財政については、Wegner, Bernd: Hitlers Politische Soldaten: Die Waffen-SS 1933—1945. Studien zu Leitbild, Struktur und Funktion einer nationalsozialistischen Elite, Paderborn 1982, S. 105 ff. がある。

(22) すくなくとも1941年以前については、党財務部でさえこの関係を明確に把握しようする状況にはなかった。Auszugsweise Abschrift der Niederschrift betr. Vereinbarung zwischen dem Reichsschatzmeister der NSDAP und dem Rechnungshof des Deutschen Reichs über die Abgrenzung der Prüfungsrechte, gez. v. Hänssgen aus dem Reichsrevisions- u. Rechnungsamt der NSDAP, den 22. Jan. 1941, in: Bundesarchiv: NS1/494.

第1表：ライヒ經常および特別歳計決算純計 (1932~1942年度, 単位: 100万RM)

	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940	1941	1942
I. 歳入											
1. 經常歳入	7 381,5	6 028,0	7 806,5	10 130,3	13 439,6	17 333,7	25 688,8	35 310,8	29 934,3	39 171,9	50 507,9
2. 特別歳入(控除)	—	—	—	—	—	—	—	1 101,9	27 705,5	52 087,7	61 195,2
3. 重複分(控除)	—	3,7	0,4	—	—	—	—	—	3 135,7	17 013,8	20 276,3
歳入純計額	7 381,5	6 024,3	7 806,1	10 130,3	13 439,6	17 333,7	25 688,8	36 412,7	54 504,1	74 245,8	91 426,8
II. 歳出											
1. 經常歳出	7 923,8	6 270,1	8 220,9	10 125,9	13 235,2	17 265,6	28 720,3	29 822,4	25 294,8	42 126,1	50 993,0
2. 特別歳出	20,8	22,9	11,8	2,3	—	—	—	19 118,1	52 743,4	76 058,6	98 329,2
3. 重複分(控除)	—	3,7	0,4	—	—	—	—	—	3 135,7	17 013,8	20 276,3
歳出純計額	7 944,7	6 289,3	8 232,3	10 128,2	13 235,2	17 265,6	28 720,3	48 940,5	74 902,5	101 170,9	128 445,9
III. 歳出入差額											
1. 歳入または歳出超過(△)	△563,2	△265,0	△426,2	2,1	204,4	68,1	△3 031,5	△12 527,8	△20 398,4	△26 925,1	△37 019,1
2. 前年度繰越財源額	215,6	262,5	327,5	255,3	783,4	997,7	1 625,8	674,3	795,7	1 390,3	2 208,0
3. 当年度繰越財源額(控除)	262,5	327,5	255,3	783,4	997,7	1 625,8	674,3	795,7	1 390,3	2 208,0	2 322,9
4. 歳計余剰または欠損(△)-当年度	△610,1	△330,0	△354,0	△526,0	△9,9	△560,0	△2 080,0	△12 649,2	△20 993,0	△27 742,8	△37 134,0
5. 回上一累計額	△1 880,0 ¹⁾	△2 110,0 ²⁾	△2 464,0	△2 990,0	△3 000,0	△3 560,0	△5 640,0	△18 289,2	△39 282,2	△67 025,0	△104 159,0

資料: Reichshaushaltsrechnungen 1932-1941, aaO.; Rechnungsergebnis 1942, aaO.

註 (1) 過年度の歳計欠損の一部補填のため, 第 XIV 款第 4 項に歳出として 4 億 2 千万RM が計上されている。そのため, 1932年度末における歳計欠損累計額は, 前年度末までの16億 9 千万RMに 32年度の欠損額 6 億 1 千万RM を加えた金額から 4 億 2 千万RM を控除して, 18億 8 千万RM となる。

(2) 上記と同じ趣旨で, 第 XIV 款第 9 a 項に 1 億RM が計上されている。歳計欠損累計額の算出も上記と同じ方法によっている。

第2表：ライヒの歳計外の収入と支出 (1932～1942年度，単位：100万RM)

	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940	1941	1942
I. 地方交付税収入 控除：州行政のライヒへの の移管にともなう 削減額 ¹⁾ 、 司法行政 警察行政 土地調査	—	1 705,7	2 254,5	2 883,4	2 496,9	2 591,1	2 668,2	2 626,8	2 571,1	30,3	11,5
II. 地方交付税交付金額	—	—	—	322,7	322,7	322,7	323,2	322,7	321,4	0	—
III. 一部税収のライヒ・アウト パーン公社への補助支出	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
IV. 一部税収のライヒ・アルコー ル専売局への補助支出	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
V. 一部税収のボヘミア・モラ ヴィア保護領への補助支出	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
VI. 結婚奨励のための特別資 産への税収の繰入れ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
VII. 租税証券の納税充当額 (=その償却額) ²⁾	—	—	37,5	150,0	150,0	200,0	200,0	250,0	320,0	500,0	—
VIII. 手形金融による雇用創出 事業関係費	—	—	299,2	318,1	327,7	343,9	357,7	820,0 ³⁾	0,1	—	—
IX. 手形金融による国防費	72,2	833,8	743,5	179,2	73,3	—	—	—	—	—	—
X. ライヒ歳計外収入合計：	—	398,0	1 747,0	3 580,5	7 251,2	6 606,5	2 700,0 ⁴⁾	—	—	—	—
1. 租税収入	—	1 705,7	2 591,2	2 528,9	2 742,0	2 706,2	2 840,8	2 478,2	2 475,6	746,6	199,7
2. 手形金融	72,2	1 231,8	2 490,5	3 759,7	7 324,5	6 606,5	—	—	—	—	—
3. 租税証券(新財政計画) IおよびII	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	72,2	2 937,5	5 081,7	6 288,5	10 066,6	9 312,7	2 840,8	3 297,7	2 475,6	746,6	199,7
ライヒ歳計外支出合計：	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1. 債務償還以外の支出	72,2	2 937,5	4 782,5	5 970,4	9 738,9	8 968,8	5 183,1	2 477,7	2 475,5	746,6	199,7
2. 債務償還(租税証券の償却)	—	—	299,2	318,1	327,7	343,9	357,7	820,0	0,1	—	—
合計	72,2	2 937,5	5 081,7	6 288,5	10 066,6	9 312,7	5 540,8	3 297,7	2 475,6	746,6	199,7

資料：第I～VII欄：Reichshaushaltsrechnungen 1932-1941, aaO; Rechnungsergebnis 1942, aaO; 第VIII欄：Tabellen über den Stand der wöchentlichen Bewilligungen des Pappens-, Sofort- und I. Reinhardt-Programmes bei den einzelnen Kreditinstituten, In: Bundesarchiv: R2/18656, fol. 90-156; 18656a, fol. 84-165; 18656b, fol. 30-178, zit. In: Rites, Berroldt: Die Finanzpolitik im Deutschen Reich von 1933-1935, Diss., Freiburg i. Br., 1964, S. 101.; 第VIII欄：第13および14表を参照。

注(1) この金額は、決算の第XVII款一般財政第2a項の歳入に「租税の追加収入」としてすでに計上されている。
 (2) パーベン計画にもとづく租税証券の納税充当額。ただし、1939年度については次の註(3)を参照。
 (3) 「新財政計画」にもとづく租税証券Iの納税充当額8億1910万RM、および、同IIの40万RMを含む。
 (4) 1938年度の後半に発行されたため同年度中には償還されず、1939年度に償還された納入者国庫証券の金額。1938年度の歳計決算では、第VIII款国防省と第XIV款航空省には意味での軍事費の納入者国庫証券による支弁は、短期証券の発行による歳計外支出として加算することとした。なお、納入者国庫証券の発行と償還については、第14表参照。
 (5) 「真の支出」とは認めないこと(決算上の歳出総額に27億RMを歳計外支出として加算すること)とした。なお、前記註(3)参照。

第3表：ライヒの財政収支 (1933~1944年度, 単位：100万RM)

	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940	1941	1942	1943	1944
I. 収入：													
1. 公債金収入を除く歳入	7 381,5	5 932,2	6 766,5	8 064,6	10 435,8	13 373,8	18 154,5	26 961,2	36 037,4	50 618,6	69 377,2
2. 歳計外収入	—	1 705,7	2 591,2	2 528,9	2 742,0	2 706,2	2 840,8	2 478,2	2 475,6	746,6	199,7
3. 公債金収入を除く収入合計(1および2の計)	7 381,5	7 637,9	9 357,7	10 593,5	13 177,8	16 080,0	20 995,3	29 439,4	38 513,0	51 365,2	69 576,9	(67,8M)	(68,7M)
4. 公債金収入	—	92,1	1 039,6	2 065,7	3 003,8	3 959,9	7 534,3	10 271,0	18 466,7	23 627,2	22 049,6	(28,4M)	(21,0M)
5. 手形の発行	72,2	1 231,8	2 490,5	3 759,7	7 324,5	6 606,5	—	—	—	—	—	—	—
6. 収入総額(3~5の計)	7 453,7	8 961,8	12 887,8	16 418,9	23 506,1	26 646,4	28 529,6	39 710,4	56 979,7	74 992,4	91 626,5	(96,2M)	(89,7M)
II. 支出：													
1. 債務償還を除く歳出	7 222,0	5 815,7	7 589,1	8 468,4	9 868,8	12 318,8	27 008,6	44 931,8	72 784,6	99 291,6	123 600,0
2. 歳計外支出	72,2	2 937,5	4 782,5	5 970,4	9 738,9	9 312,7	5 540,8	2 478,6	2 475,6	746,6	199,7
3. 債務償還を除く支出合計(1および2の計)	7 294,3	8 753,2	12 371,6	14 438,8	19 105,7	21 631,5	32 549,4	47 410,4	75 260,2	100 038,2	123 799,7	150,8M	(168,5M)
4. 債務償還	722,2	473,6	643,2	1 659,9	3 868,3	4 602,9	1 354,0	4 007,8	2 117,8	1 879,3	4 845,9	2 192,7	(2,8M)
5. 租税証券の償却	—	—	299,2	318,5	327,7	343,9	357,7	820,0	0,1	—	—	—	—
6. 支出総額(3~5の計)	8 016,9	9 226,8	13 314,0	16 416,8	23 301,7	26 578,3	34 261,1	52 238,2	77 378,1	101 917,5	128 645,6	153,0M	(171,3M)
III. 収支差額：													
1. 金融取引を含まない財政収支：													
a. 余剰または欠損(△)	87,3	△1 115,3	△3 013,9	△3 845,3	△5 927,9	△5 551,5	△11 554,1	△17 971,0	△36 747,2	△48 673,0	△53 881,8	(△83,0M)	(99,8M)
b. 繰越財源額調整	△46,9	△65,0	72,2	△528,1	△214,3	△628,1	951,5	△121,4	△594,6	△817,7	△114,9
c. 収支差額 1	40,4	△1 180,3	△2 941,7	△4 373,4	△6 142,2	△6 179,6	△10 602,6	△18 092,4	△37 341,8	△49 490,7	△53 996,7
2. 金融取引を含む財政収支：													
a. 余剰または欠損(△)	△563,2	△265,0	△426,2	2,1	204,4	68,1	△5 731,5	△12 527,8	△20 398,4	△26 925,1	△37 019,1	(△56,8M)	(△81,6M)
b. 繰越財源額調整	△46,9	△65,0	72,2	△528,1	△214,3	△628,1	951,5	△121,4	△594,6	△817,7	△114,9
c. 収支差額 2	△610,1	△330,0	△354,0	△526,0	△9,9	△580,0	△4 780,0	△12 649,2	△20 993,0	△27 742,8	△37 134,0

資料：第1, 2および5表を参照。
 説明：第I-1欄=第1表の「歳入純計額」から、第5表の「公債金収入」の額を控除したもの。
 第II-1欄=第1表の「歳出純計額」から、第5表の「ライヒの公債およびその他の債務の償還」の額を控除したもの。
 第III-1-a欄=第I-3欄の金額から、第II-3欄の金額を控除したもの。
 第III-2-a欄=第II-6欄の金額から、第II-6欄の金額を控除したもの。
 第III-1-bおよびIII-2-b欄=第1表の第III-2および3欄の合計額。
 第III-2-c：収支差額2=第1表の第III-4欄(ただし、1938年度を除く)。
 なお、括弧内の数値は、Statistisches Handbuch, aoO., S. 555 による。

第4表：戦時中の財政収支と金融取引（単位：10億RM，支出総額の百分比）

時 期 区 分	租税収入	占領経費 負担 1)	その他の 収 入	収入総額	国防費 2)	召喚軍人 家族扶助	その他の 支 出	支出総額	欠 欠	金 融 取 引		
										借 入	差 額	
第 I 年 次 (1939. 9. 1 ~ 1940. 8. 31)	24,93 39,2%	—	6,28 9,9%	31,21 49,1%	38,03 59,8%	3,20 5,0%	22,31 35,1%	63,54 100,0%	32,33 50,9%	65,46	33,13	32,33
第 II 年 次 (1940. 9. 1 ~ 1941. 8. 31)	28,72 32,9%	8,33 9,6%	6,34 7,3%	43,39 49,8%	55,89 64,1%	4,27 4,9%	27,04 31,0%	87,20 100,0%	43,81 50,2%	110,41	56,60	43,81
第 III 年 次 (1941. 9. 1 ~ 1942. 8. 31)	33,09 30,2%	12,28 11,2%	6,87 6,3%	52,24 47,7%	72,31 66,0%	5,17 4,7%	32,15 29,3%	109,63 100,0%	57,39 52,3%	173,85	116,46	57,39
第 IV 年 次 (1942. 9. 1 ~ 1943. 8. 31)	44,63 32,6%	18,21 13,3%	9,83 7,2%	72,67 53,1%	86,19 62,9%	4,73 3,5%	46,05 33,6%	136,97 100,0%	64,30 46,9%	246,45	182,15	64,30
第 V 年 次 (1943. 9. 1 ~ 1944. 8. 31)	37,33 23,3%	21,09 13,2%	13,41 8,4%	71,83 44,9%	99,44 62,1%	4,64 2,9%	56,05 35,0%	160,13 100,0%	88,30 55,1%	370,01	281,71	88,30
1944年 9月 1日 ~ 1944年 11月 30日	10,58 25,8%	2,75 6,7%	3,88 9,5%	17,21 42,0%	23,79 58,0%	1,10 2,7%	16,10 39,3%	40,99 100,0%	23,78 58,0%	110,98	87,20	23,78
開戦より1944年11月30日まで の合計	179,28 30,0%	62,66 10,5%	46,61 7,8%	288,55 48,2%	375,65 62,8%	23,11 3,9%	199,70 33,4%	598,46 100,0%	309,91 51,8%	1 077,16	767,25	309,91
1944年 12月 1日 ~ 1945年 2月 28日	7,62 23,5%	2,95 9,1%	1,02 3,1%	11,59 35,7%	18,71 57,7%	1,0 3,0%	12,70 39,2%	32,41 100,0%	20,82 64,2%	88,94	68,15	20,82
開戦より1946年2月28日まで の合計	186,90 29,6%	65,61 10,4%	47,63 7,5%	300,14 47,6%	394,36 62,5%	24,11 3,8%	212,40 33,7%	630,87 100,0%	330,73 52,4%	1 166,10	835,40	330,73
1945年 3月 1日 ~ 終戦	20,0 69,9%	—	8,60 30,1%	28,60 100,0%	22,0	..
開戦より終戦までの全期間の 合計	414,40 62,8%	24,10 3,7%	221,0 33,5%	659,50 100,0%	857,40	..

資料：1939年9月1日より1944年11月30日までの時期については、Finanzieller Überblick, aaO., 1944年12月1日より1945年2月28日までの時期については、Heinig, Kurt: Das Budget, Bd. 1, Tübingen 1949, S. 498 による。ただし、後者に掲げられている表のタイトルが「1945年1月28日まで」とされているのは誤記であり、正しくは「2月28日」までである。1945年3月1日以後の時期については、Boelcke, Willi A.: Kriegsfinanzierung im internationalen Vergleich, in: Kriegswirtschaft und Rüstung 1939 - 1945, hrsg. v. Friedrich Forstmeier und H.-E. Volkmann, Düsseldorf 1977, S. 57 による。

注(1) ライヒ主国庫 Reichshauptkasse の入金となった収入のみ。国防軍庫 Wehrmachtskasse との間での未清算分は含まれていない。ライヒスマルク表示額への換算は、支払通貨の公定換算率にはよっていない。信用による支払はこの内に含まれず、ライヒ短期債務の増加(第6表参照)として記載された。なお、第9表を参照。

(2) 国内での任務についた武装親衛隊のための費用は、この項目ではなく、「その他の支出」に含まれている。ヘルマン・ゲーリング工場の完成等に要した費用についても同様である。——上記注(1) および (2) については、Heinig, K.; ebenda による。

(3) 1944年10月と11月については、租税収入は、1944年9月15日付のライヒ決算部署による推計にもとづいている。

第5表：ライヒの公債およびその他債務の発行、償還および利子支払 (1932~1944年度, 単位：100万RM)

	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940	1941	1942	1943	1944
A. 公債等の収入:													
1. 公債金収入	-	92,1	1,039,6	1,575,4	2,715,9	3,959,9	7,534,3	5,478,8	18,466,6	22,918,4	21,993,6
2. 割引国庫証券の発行による収入	-	-	490,3	287,9	-	-	-	4,792,2 ¹⁾	-	-	-
3. 租税証券(新財政計画)の発行による収入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	708,8	56,0
4. 営業用設備ならびに商品調達資金借入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23,627,2	22,049,6
合計(A)	-	92,1	1,039,6	2,065,7	3,003,8	3,959,9	7,534,3	10,271,0	18,466,6	23,627,2	22,049,6
B. 公債費:													
I. 第XIV款ライヒと公債の歳出として:													
1. 利子支払	178,9	203,5	196,5	259,5	402,6	949,3	1,345,8	1,874,0	2,793,5	4,182,7	5,9Md. 2)	6,6Md. 2)	10,5Md. 2)
2. 償還	461,4 ³⁾	22,2	146,3	112,9	372,8	406,1	600,2	589,4	365,4	917,6	916,0 ⁴⁾	1,325,3 ⁴⁾	..
3. マルク債の償還	276,9	272,8	180,6	261,4	267,3	275,3	284,6	280,5	284,6	292,3	315,8 ⁴⁾
4. 債務証券の買戻し	△15,6	25,5	53,0	1,1	94,3	3,0	103,2	△110,4	187,0	9,3	309,3 ⁴⁾
5. 短期債務(メフオ手形)の償還	-	-	-	-	-	-	-	546,5	655,1	631,2	632,7	655,2	665,3
6. ライヒと銀行に対する債務の返済	-	-	-	-	-	-	-	-	197,5	-	-
(2~6の計)	(722,7)	(320,5)	(379,9)	(375,4)	(734,4)	(684,4)	(988,0)	(1,306,0)	(1,689,6)	(1,850,4)	(2,173,8)	(1,980,5)	(2,8 Md.) ²⁾
II. 第XIV款一般財政の歳出として:													
1. 過年度歳計欠損の補填	-	100,0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2. 租税証券(新財政計画) IおよびIIの償還	-	-	-	-	-	-	-	-	427,4	5,1	2,643,1	212,2	..
3. 公債基金一租税証券の償還	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21,0	21,6	-	..
4. 納入者国庫証券の償還	-	-	-	-	-	-	-	2,700,0	-	-	-	-	-
5. 営業用設備ならびに商品調達資金借入の返済	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,6	7,4	-	..
その他の款の歳出	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	..
として:													
1. 第I款総括ライヒと首相: 手形信用の特別償還	-	-	-	-	130,1 ⁵⁾	-	-	-	-	-	-	-	..

2. 第VII款ライヒ労働省： 雇用創出手形の償還(6)	—	53.1	263.3	1 023,1 ⁽⁷⁾	204.6	—	361.3	1,8	0,8	—	—	—	—
3. 第VIII款ライヒ国防省お よび第XVI款ライヒ航 空省：手形償還(8)	—	—	—	261,4	2 799,2	3 918,5	4,7	—	—	—	—	—	—
上記I～IIIの総括：													
1. 利子支払	178,9	203,5	196,5	259,5	402,6	949,3	1 345,8	1 874,0	2 793,5	4 182,7	5,9 Mld. 2)	6,6 Mld. 2)	10,5 Mld. 2)
2. ライヒの公債およびそ の他債務の償還	722,7	473,6	643,2	1 659,9	3 868,3	4 602,9	1 354,0	4 007,8	2 117,8	1 879,3	4 845,9	2 192,7	—
計(1および2)	901,6	677,1	839,7	1 919,4	4 270,9	5 552,2	2 699,8	5 881,8	4 911,3	6 062,0	10 745,9	8 792,7	—
IV. 租税証券の償却 (歳計外支出)	—	—	299,2	318,1	327,7	343,9	357,7	820,0	0,1	—	—	—	—
公債費総計	901,6	677,1	1 138,9	2 237,5	4 598,6	5 896,1	3 057,5	6 701,8	4 911,4	6 062,0	10 745,9	8 792,7	—

資料：Reichshaushaltsrechnungen 1932 - 1941, aaO.; Rechnungsergebnis 1942, aaO.; Statistische Übersichten, aaO.

註(1) この内訳は、租税証券Iが24億1160万RM、同IIが23億8060万RMである(Bericht über die Finanzierung, aaO. による)。このうち、1939年度中に、租税証券Iが8億1910万RM、同IIが40万RMの規模で納税に充当された。歳計決算には、これらの納税充当額を控除した39億7270万RMが計上されている。

(2) Statistisches Handbuch, aaO., S. 555.

(3) 過年度の歳計欠損の一部補填のための支出4億2千万RMを含む。

(4) 推定。

(5) 第E11項「ドイツ道路総監」に計上されている。

(6) Bericht über die Finanzierung, aaO. 需要調達証券 Bedarfsdeckungsscheine の償還は含まれていない。1935年度以後については、付帯費用を含むが、労働国庫証券償還基金 Arbeitsschatzanweisung-Tilgungsstock からの繰出しによる手形償還額は除かれている(1935年度の場合、前者は5580万RM、後者は6480万RM)。なお、ライヒ大蔵省が作成した報告書 Die Arbeitsbeschaffungsmaßnahmen der Reichsregierung 1932 bis 1935, Ar 4024f - 5 I, den 11. August 1937, in: Bundesarchiv: R2/13716 (以下、Denkschrift des Reichsfinanzministeriums と略記)をも参照。

(7) この金額には、メフォ手形の償還とみなすべき6億410万RMが含まれている。Denkschrift des Reichsfinanzministeriums, aaO. によると、第1次ラインハルト計画の枠内での1935年度の雇用創出手形の償還額は2億7560万RMだが、1936年6月6日付のライヒ大蔵省の文書 Ar 4024f - 1718 IC I. Ang. g. Rs., in: Bundesarchiv: R2/18717 によると、これ以外にさらに6億410万RMの「その他」の手形償還がおこなわれたことになっている。Bericht über die Finanzierung, aaO. には内訳の明細は記載されていないが、この報告が掲げる手形償還総額(10億2350万RM、ただし、需要調達証券の償還額を含む)は、1936年6月6日付の大蔵省文書の掲げる総額と完全に一致する。これら以外の当時の記録文書にもとづいて、問題の手形償還(6億410万RM)は、雇用創出手形ではなく、メフォ手形の償還を意味するものと考えよ。この推論にもとづく結果については、第13表を参照。

(8) 第13表参照。

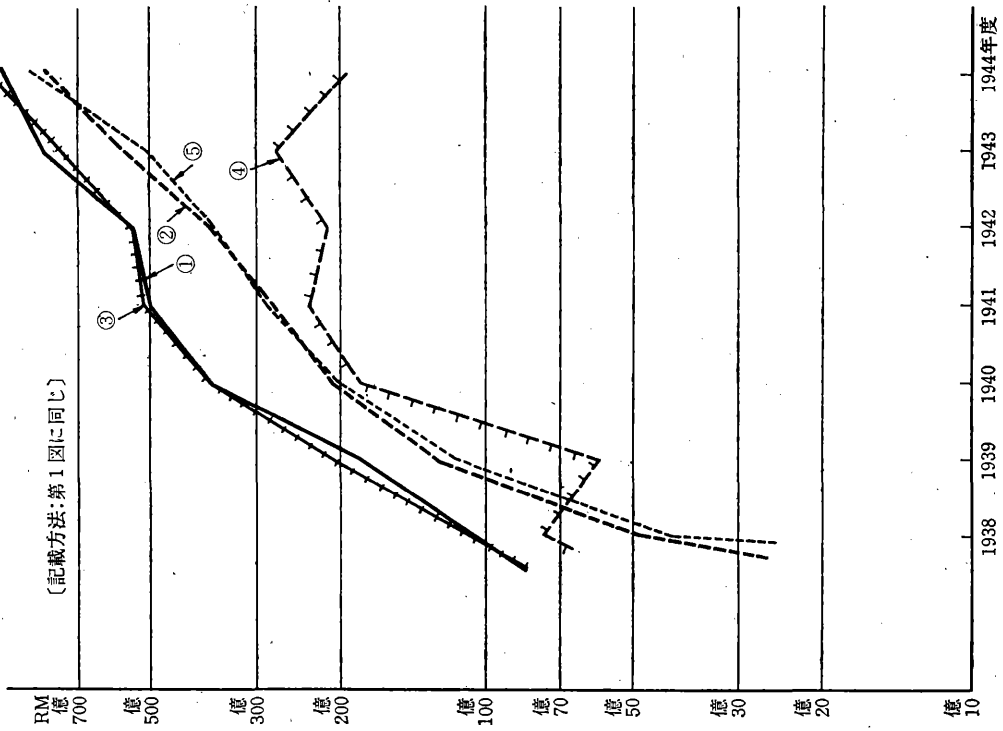
第6表：ライヒの公債およびその他債務の年度末流通在名の増減 (1932~1944年度、単位：100万RM)

	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940	1941	1942	1943	1944	参考：流通在名	
														1933年3月末現在	1945年3月末現在
A. ライヒ公債：														4 421.5	2 068.8
I. 旧規債：	△149.8	△183.0	△321.1	△151.8	△143.5	△155.5	△159.5	△154.9	△326.0	△156.5	△158.4	△159.9	△282.6		
II. 新規債：															
1. 外債：	△178.0	△977.3	△286.9	△95.0	△236.1	△709.0	△75.6	△25.3	△20.0	△14.9	△12.0	△17.0	132.0	3 037.2	1 300.1
2. 内債：	262.0	846.0	794.5	1 672.1	2 581.6	3 342.5	7 623.2	5 877.2	18 215.8	23 233.0	21 425.8	27 335.8	19 735.6	2 716.9	135 400.0
a. 長期債：															
b. 短期債：															
i. ライヒ手形：	-	△5.8	△119.6	86.0	2.3	32.2	4 365.9	11 324.1	18 393.0	25 010.9	33 612.4	49 769.2	..	400.0	344 505.4 ⁽²⁾
ii. 割引国庫証券：															
a. 支払保証：	190.7	458.0	544.1	346.8	△490.4	82.2	△106.3	△95.8	△0.9	4.9	△2.3	△3.7	..	694.1	8.6 ⁽²⁾
b. 担保供与：	176.1	17.7	45.4	△30.9	44.2	△170.7	△1.1	△1.1	1 919.1 ⁽³⁾	3 347.3 ⁽³⁾	2 635.9 ⁽³⁾	1 338.3 ⁽³⁾	..	307.0	9 245.2 ⁽²⁾
iii. その他の借入：	△54.8	△0.7	37.5	△6.9	△46.0	△4.2	△0.7	288.5	△134.8	269.6	422.9	△462.0	..	26.7	..
iv. ライヒ銀行による運	9.0	△52.8	△34.3	99.5	△26.0	22.7	△69.2	288.5	△134.8	269.6	422.9	△462.0	..	86.6	411.2 ⁽²⁾
転貸金信用															
小計 (b)	321.0	417.0	473.0	494.4	△515.7	△37.9	4 189.7	11 515.7	20 176.5	28 632.6	36 668.9	50 641.8	86 829.6	1 514.4	241 000.0
合計 (II)	583.8	1 263.0	1 267.5	2 166.5	2 065.9	3 304.6	11 812.9	17 392.9	38 392.3	51 865.6	58 094.7	77 977.6	106 565.2	4 231.3	376 400.0
ライヒの公債およびその他債務：															
1. 納還権なしの公債借債債務	405.9	285.7	980.6	2 071.5	1 829.8	3 195.6	11 737.3	17 367.6	38 372.3	51 860.7	58 082.7	77 960.6	106 697.2	7 268.5	377 700.0
2. 租税証券(パルペン計)	255.9	102.7	659.5	1 919.4	1 686.4	3 040.2	11 577.8	17 212.7	38 046.3	51 694.2	57 924.3	77 800.6	106 445.7 ⁽⁴⁾	11 689.9	379 800.0 ⁽⁴⁾
3. 租税証券(同上)のライヒ銀行保有高	△61.9	△27.1	△540.8	△6.0	-	△5.6	△0.4	△1.0	△1.0	△1.0	△0.6	△0.3	△0.8 ⁽⁵⁾	641.4	56.8 ⁽⁵⁾
4. 公債基金-租税証券	471.9	890.6	△182.6	△291.6	△291.1	△296.4	△298.0	△1.8	-	-	-	-	-	471.9	-
5. 租税証券(新財政計画) I	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6. 同上 II	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7. 営業用設備資金借入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8. 商品調達資金借入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9. メフオ手形	398.0 ⁽⁷⁾	1 747.0	2 715.0	2 280.1	4 023.3	2 688.0	△67.0	△489.0	△6 777.0	161.3	39.3	1.8	△0.6	589.0 ⁽⁶⁾	176.0 ⁽⁶⁾
合計 (B)	410.0	1 861.5	970.7	2 280.1	4 023.3	2 353.0	△489.4	3 511.4	△1 134.1	14.3	△2 944.4	△650.0	△689.0 ⁽⁶⁾	1 113.3	8 144.0 ⁽⁶⁾
ライヒの公債およびその他債務総計(AおよびB)	665.9	1 964.4	1 630.2	4 199.5	5 707.7	5 893.2	11 079.4	20 724.1	36 912.2	51 708.5	54 979.9	76 951.4	105 698.4	12 803.2	389 754.2

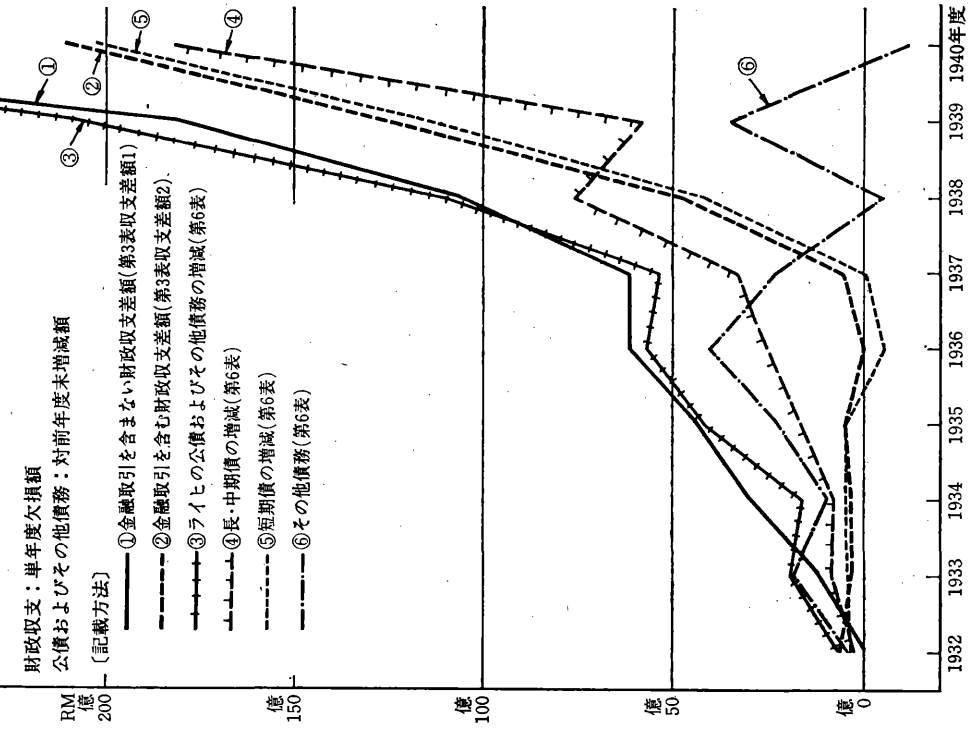
資料：Monatliche Mitteilungen über den Schuldenstand des Reichs, in: Wirtschaft und Statistik, Jg. 1932~1944; 1944年度のライヒ公債：Statistisches Handbuch, aaO, S. 554; 1944年度のライヒのその他の債務：Dieben, Wilhelm: Die innere Reichsschuld seit 1933, in: Finanzarchiv, N.F. Bd. 11(1949), S. 656-706; 特にS. 694f. および 702; メフオ手形：Bericht über Mefo-Wechsel, aaO.

註 (1) 1924年4月1日以前に設定された固定価格債券と外貨支払債務、および、償還立法にもとづく債務償還債務。
 (2) 1944年3月末現在。
 (3) ライヒ信用金庫 Reichskreditkassen の貸付の増加。
 (4) 推定。
 (5) 1945年4月21日まで。
 (6) 1944年12月31日まで。
 (7) 推定。第13表参照。
 (8) 1945年2月28日まで。

第2図:ライヒの財政収支欠損と公債等の発行によるその調達(1938~1944年度)



第1図:ライヒの財政収支欠損と公債等の発行によるその調達(1932~1939年度)



第7表：ライヒの総収入。(1932-1944年度、単位：100万RM、総支出の百分比)

	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940	1941	1942	1943	1944
I. 租税、関税および手数料	6 647.0 82.9%	8 222.8 74.2%	8 222.8 61.8%	9 654.1 58.8%	11 492.4 49.3%	13 964.2 52.5%	17 712.1 51.7%	23 575.1 45.1%	27 221.4 35.2%	32 307.7 31.7%	42 704.4 33.2%	38 049.5 24.9%	(37.5Md.) 21.9%
II. ライヒ資産からの繰入れ ¹⁾	73.2 0.9%	164.6 1.8%	491.82 3.7%	25.8 0.2%	228.23 1.0%	729.34 2.7%	—	—	—	—	—	—	—
III. ライヒ郵便納付金および ライヒ印刷局剰余金	253.8 3.2%	230.7 2.5%	155.0 1.2%	114.9 0.7%	155.4 0.7%	162.8 0.6%	164.6 0.5%	185.8 0.4%	236.5 0.3%	242.9 0.2%	264.5 0.2%	269.8 0.2%	—
IV. ライヒ銀行納付金および 通貨発行収入	110.5 1.4%	43.6 0.5%	26.2 0.2%	40.3 0.2%	30.4 0.1%	38.6 0.1%	224.8 0.7%	307.3 0.6%	310.5 0.4%	280.1 0.3%	355.3 0.3%	372.05 0.2%	—
V. ライヒ鉄道納付金	70.0 0.9%	70.0 0.8%	70.0 0.5%	70.0 0.4%	70.0 0.3%	137.8 0.5%	172.9 0.5%	198.0 0.4%	189.8 0.3%	274.4 0.3%	326.2 0.3%	479.2 0.3%	—
VI. 州および市町村の戦時納 付金	—	—	—	—	—	—	—	—	1 382.1 1.8%	1 404.8 1.4%	1 645.9 1.3%	1 951.5 1.3%	—
VII. 被併合国の戦時納付金 ⁶⁾	—	—	—	—	—	—	—	—	270.3 0.3%	859.0 0.8%	1 280.3 1.0%	1 609.6 1.1%	—
VIII. ユダヤ人財産課徴 ⁷⁾	—	—	—	—	—	—	—	—	533.1 1.0%	233.5 0.2%	297.0 0.2%	—	—
IX. 戦時特別収入	—	—	—	—	—	—	—	—	1 101.9 7.8%	12 155.5 11.9%	18 925.3 14.7%	(20.3Md.) 13.3%	(23.6Md.) 13.8%
内：占領経費負担 ⁸⁾	—	—	—	—	—	—	—	—	4.6Md. 5.9%	10.2Md. 10.0%	16 482.3 12.8%	19.4Md. 12.7%	—
X. その他の収入	277.0 2.8%	282.8 3.1%	391.9 2.9%	688.4 4.2%	1 201.4 ⁹⁾ 5.2%	1 047.3 3.9%	1 973.4 ¹⁰⁾ 5.8%	2 699.3 ¹⁰⁾ 5.2%	2 704.3 3.5%	3 617.3 3.5%	3 778.0 2.9%	—	—
XI. 小計 (I~X)	7 381.5 92.1%	7 637.9 82.8%	9 357.7 82.8%	10 593.5 64.5%	13 177.8 56.6%	16 080.0 60.5%	20 995.3 61.3%	29 499.4 56.4%	38 513.0 49.8%	51 365.2 50.4%	69 576.9 54.1%	(67.8Md.) 44.3%	(68.7Md.) 40.9%
XII. 公債収入	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
XIII. 手形発行	72.2 0.9%	1 231.8 13.4%	2 490.5 19.1%	2 065.7 12.6%	3 003.8 12.9%	3 959.9 14.9%	7 534.3 22.0%	10 271.0 19.7%	18 466.7 23.9%	23 627.2 23.2%	22 049.6 17.4%	(28.4Md.) 18.6%	(21.0Md.) 12.3%
XIV. 収入総計 (XI~XIII)	7 453.7 93.0%	8 961.8 97.1%	12 887.8 96.8%	16 418.9 100.0%	23 506.1 100.9%	26 646.4 100.3%	28 529.6 83.3%	39 710.4 76.0%	56 979.7 73.6%	74 992.4 73.6%	91 626.5 71.2%	(96.2Md.) 62.9%	(89.7Md.) 52.4%
XV. 総支出	8 016.9 100.0%	9 226.8 100.0%	13 314.0 100.0%	16 416.8 100.0%	23 301.7 100.0%	26 578.3 100.0%	34 261.1 100.0%	52 238.2 100.0%	77 378.1 100.0%	101 917.5 100.0%	128 645.6 100.0%	153.0Md. 100.0%	(171.3Md.) 100.0%

資料：Reichshaushaltsrechnungen 1932-1941, aaO; Rechnungsergebnis 1942, aaO; Statistisches Übersichten, aaO; Statistisches Handbuch, aaO.

註 (1) ライヒ特別資産からの繰出し、その他のライヒ所有資産売却収入および、ドイツ・ライヒ鉄道優先株の配当金等。

(2) ドイツ・ライヒ鉄道の優先株の売却収入およびその配当収入、2億5830万RMを含む。

(3) 住宅建設促進法(1935年3月30日)第1条にもとづく特別資産からの繰出し5千万RM、および、ドイツ引受銀行の清算収入等7900万RMを含む。

(4) ドレスデン銀行等の株式の売却収入1億2360万RM、および、ライヒ職業紹介・失業保険局の納付金を含む。後者の正確な金額は、他の収入と合算されているため、確定できない(同局の年次報告によれば、3億6880万RM—第17表参照)。

(5) ライヒ銀行納付金のみ。

(6) 1938年度以後についてはオーストリア、1940年度以後にはポーランド、モラヴィア保護領、さらに1941年度以後にはポーランド総督府がこれに加わる。

(7) 1941年度以後は、有価証券売却利益、利子収入、非ユダヤ化調整課徴 Entjudungsausgleichsabgabe 等。

(8) 第9表参照。

(9) ライヒ職業紹介・失業保険局の納付金3億RMを含む。

(10) 上記納付金を含む。その正確な金額は、他の収入と合算されているため、確定できない(同局の年次報告によれば、1938年度の場合6540万RM、1939年度の場合2億7990万RMを超える規模のものであったことは確かである)。

ドイツ・ライヒの財政収支

第9表：戦時中の占領経費負担収入（単位：100万RM）¹⁾

	1939年9月1日～43年8月31日	1943年9月1日～44年2月29日	1944年3月1日～同年11月30日 ²⁾	合計
1. フランス	2 267,5	19,5	5,7	2 292,7 ³⁾
勅定 A	18 686,1	4 874,9	5 581,8	29 142,8 ³⁾
勅定 B	20 953,6	4 894,4	5 587,5	31 435,5 ⁴⁾
2. オランダ	4 798,6	867,4	1 842,3	7 508,3
オランダ通貨による経常支払	500,0	—	—	500,0
一時的納付金	1 250,0	300,0	450,0	2 000,0
反ポルシェ・ヴィズム斗争のための支出金	—	—	—	—
ライヒ特命委員	—	—	—	—
計	6 548,6	1 167,4	11,5	11,5
3. ベルギー	3 877,6	640,0	2 303,8	10 019,8
4. ノルウェー	1 278,4	—	840,0	5 357,6
5. フィンランド	126,5	—	—	1 278,4
6. スウェーデン	58,7	—	—	126,5
7. イタリ	616,0	19,8	6,4	84,9
8. セルビア	365,7	816,6	4 464,6	5 897,2 ⁵⁾
9. クロアチア	118,5	194,3	564,5	1 124,5
10. アルバニア	—	—	—	118,5
11. ハンガリー	39,8	29,1	122,5	151,6
12. スロヴァキア	0,5	12,0	645,6	597,4
13. ルーマニア	12,8	0,2	2,9	3,6
14. フルガリア	27,0	—	—	12,8
15. ギリシ	3 329,7	—	—	33,6
16. ライヒ特命委員： オストランド	251,4	428,4	58,1	3 816,2 ⁶⁾
17. 同上：ウクラーナ	1 210,4	502,2	515,2	1 268,8
18. 同上：(ルーゲル)通貨による支払	48,8	35,7	△87,0	1 209,1
19. 英領カナリア諸島	—	59,1	8,9	116,8
合計 (1～19)	38 863,9	8 799,2	14 994,4	62 657,5

資料：1944年2月までの時期については：Amtliche Mitteilungen des Archivs des ehemaligen Reichsfinanzministeriums, Zu A 648/51 (Sonst.), den 18. April 1951, in: Bundesarchiv: R2/30951; 1944年3月以後の時期については：Finanzteiler Überblick, aaO.

註 (1) 第4表の註(1)を参照。

(2) 資料としてあげた1951年4月18日付の文書によると、この収入についての記載がおこなわれていたのは1944年2月29日までであり、これ以後の時期については信頼できる資料が欠けているとのことである。

(3) 勅定Aとは、1940年6月25日より同年6月31日までの経費負担についてのフランス政府の事後支払い分に関するものであり、勅定Bは経常的支払いに関するものである。

(4) 1940年6月より1944年8月までの間に、フランスは1日当たり2060万RMを支払ったことになる。

(5) 国防軍が受取った金額のみ。軍以外のドイツの諸部局が経済上の活動に受取った金額は、これには含まれない。これらには通常の支払いに関するものである。

(6) 国防軍が受取った金額はライヒ銀行に払込まれ、ライヒ主国庫に流入するが、これらは、第4表の他の収入に含まれている。

(7) ギリシアにおける占領経費負担は、IRM=60ドラクマの公定レートでは換算されず、兵員給与についての現地物価手当の付加率に応じて換算されたものである。

第12表：ライヒ歳計決算における軍事費¹⁾ (1932~1942年度, 単位: 100万RM)

	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940	1941	1942
I. 経常歳計:											
1. 第Ⅳ款・ライヒ国防省:											
ライヒ国防相:											
継続費	1,0	2,2	3,3	4,8	17,4	23,0	48,6	45,9	—	—	..
一時費	—	—	—	—	110,1	323,4	403,5	211,8	△105,0	31,6	..
小計(Ⅳ)	1,0	2,2	3,3	4,8	127,5	346,4	452,0	257,6	△105,0	31,6	11,1
A. 陸軍:											
継続費	429,5	447,5	820,6	1,093,0	2,804,2	3,821,3	4,793,9	2,626,8	27,0	14,6	..
一時費	26,1	28,0	189,3	298,9	216,3	168,4	4,343,0	2,984,5	893,1	711,4	..
小計(ⅣA)	455,6	475,5	1,010,0	1,391,9	3,020,4	3,989,7	9,136,9	5,611,3	920,1	726,1	446,1
B. 海軍:											
継続費	120,4	127,9	138,0	202,6	224,0	269,9	346,4	232,6	—	—	..
一時費	52,7	64,4	159,4	136,4	224,5	408,7	1,286,0	1,862,8	1,611,2	944,3	..
小計(ⅣB)	173,1	192,2	297,3	339,0	448,5	678,6	1,632,4	2,095,4	1,611,2	944,3	463,8
第Ⅳ款ライヒ国防省の合計:	551,0	577,6	961,8	1,300,4	3,045,6	4,114,2	5,188,9	2,905,3	27,0	14,6	..
継続費	—	—	—	—	(1,771,2)	(2,110,5)	(5,184,2)	—	—	—	..
一時費	78,8	92,4	348,7	435,3	550,8	900,5	6,032,4	5,059,0	2,399,3	1,687,3	..
第Ⅳ款計	629,8	670,0	1,310,5	1,735,7	(374,9)	(543,4)	11,221,3	7,964,3	2,426,3	1,701,9	921,0
小計(ⅣA)	—	—	—	(1,656,4)	(2,146,1)	(2,653,9)	—	—	—	—	..
2. 第Ⅵ款ライヒ航空省:											
ライヒ航空相:											
継続費	0,2	71,4	—	—	0,8	1,0	3,4	1,7	—	—	..
一時費	—	4,3	—	—	—	—	—	—	—	—	..
小計(Ⅵ)	0,2	75,7	—	—	0,8	1,0	3,4	1,7	—	—	..
A. 空軍:											
継続費	—	—	148,9	574,8	612,2	1,243,0	4,469,7	2,161,4	22,0	25,7	..
一時費	—	—	419,1	377,5	1,583,5	1,973,7	1,471,0	1,751,9	1,675,4	925,4	..
小計(ⅥA)	—	—	568,0	952,3	2,195,7	3,216,7	5,940,7	3,913,3	1,697,4	951,1	..
小計(ⅥA)	—	—	—	(770,2)	(846,8)	(1,659,0)	—	—	—	—	..

第10表：款別分類によるライヒの經常および特別歳計歳出 (1932～42年度、単位：100万RM)

款別科目名	1932 ¹⁾	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940	1941	1942	1942 ²⁾
A. 經常歳計：												
I. ライヒ大統領、總統兼ライヒ首相 (1935年度以後)	0,6 0%	0,6 0%	1,3 0%	192,3 1,9%	354,9 2,7%	259,8 1,5%	623,2 2,2%	436,3 0,9%	253,3 0,3%	236,1 0,2%	196,7 0,2%	244,7 0,2%
II. ライヒ議会	6,6 0,1%	6,5 0,1%	7,1 0,1%	7,1 0,1%	7,8 0,1%	7,7 0%	8,9 0%	9,3 0%	8,8 0%	8,9 0%	8,8 0%	8,8 0%
III. ライヒ國務省、ライヒ首相およびライヒ内閣官房	1,5 0%	1,6 0%	33,1 0,4%	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —
IV. 外務省	47,3 0,8%	44,5 0,7%	42,8 0,5%	46,8 0,5%	47,0 0,4%	49,4 0,3%	58,0 0,2%	73,5 0,2%	83,0 0,1%	96,9 0,1%	114,6 0,1%	162,9 0,1%
V. ライヒ内務省	36,2 0,6%	135,5 2,2%	58,5 ³⁾ 0,7%	385,8 3,8%	540,5 4,1%	1 040,0 ⁴⁾ 6,0%	1 609,5 5,6%	1 683,2 3,4%	1 660,2 2,2%	1 884,6 1,9%	1 926,2 1,5%	11 646,3 9,1%
Va. ライヒ国民啓発・宣伝省	— —	23,4 0,4%	26,1 0,3%	40,8 0,4%	55,0 0,4%	53,3 0,3%	70,8 0,2%	87,4 0,2%	54,0 0,1%	70,1 0,1%	71,3 0,1%	157,6 0,1%
VI. ライヒ経済省	19,2 ⁵⁾ 0,3%	166,6 2,6%	260,5 3,2%	254,3 2,5%	334,3 2,5%	429,5 2,5%	1 019,8 3,6%	1 114,0 2,3%	1 697,8 2,3%	563,6 0,6%	348,5 0,3%	1 335,9 1,0%
VII. ライヒ労働省	1 573,9 24,8%	1 434,1 22,8%	1 509,0 18,3%	1 911,0 18,9%	1 252,5 9,5%	874,2 5,1%	1 422,6 5,0%	1 402,4 2,9%	1 521,6 2,0%	1 822,5 1,8%	1 201,6 0,9%	1 608,2 1,3%
VIII. ライヒ国防省；戦争省 (1935年度以後)；国防軍 (1938年度以後)	629,8 9,9%	670,0 10,7%	1 310,5 15,9%	1 735,7 17,1%	3 596,4 27,2%	5 014,7 29,0%	11 221,3 39,1%	7 964,3 16,3%	2 426,3 3,2%	1 701,9 1,7%	921,0 0,7%	56 294,6 43,8%
IX. ライヒ司法省	12,7 0,2%	12,5 0,2%	13,5 0,2%	465,6 ⁶⁾ 4,6%	480,1 3,6%	501,0 2,9%	545,7 1,9%	582,1 1,2%	610,8 0,8%	677,6 0,7%	697,5 0,5%	699,7 0,5%
X. ライヒ食糧・農業省	134,3 2,1%	218,0 3,5%	221,6 2,7%	261,4 2,6%	315,9 2,4%	579,9 3,4%	1 019,3 3,5%	1 509,9 3,1%	1 701,9 2,3%	1 590,1 1,6%	1 461,6 1,1%	2 151,2 1,7%
XI. ライヒ交通省	171,9 ⁷⁾ 2,7%	120,5 ⁷⁾ 1,9%	228,4 2,8%	294,2 2,9%	384,6 2,9%	431,9 2,5%	499,0 1,7%	467,7 1,0%	339,7 0,5%	299,6 0,3%	71,6 0,1%	1 732,0 1,3%
XII. 退職金・年金	1 313,7 20,7%	1 270,6 20,2%	1 257,7 15,3%	1 377,5 13,6%	1 363,2 10,3%	1 440,0 8,3%	1 515,0 5,3%	1 666,5 3,4%	1 818,0 2,4%	2 070,6 2,0%	2 785,8 2,2%	2 785,8 2,2%
XIII. ドイツライヒ会計検査院	2,4 0%	2,4 0%	2,6 0%	3,1 0%	4,2 0%	6,1 0%	6,5 0%	7,3 0%	7,3 0%	8,1 0%	8,9 0%	8,9 0%
XIV. ライヒ公債	906,6 14,3%	528,7 8,4%	581,6 7,1%	640,0 6,3%	1 143,0 8,6%	1 701,0 9,9%	2 407,9 8,4%	3 299,8 6,7%	4 550,9 6,1%	6 082,1 6,0%	8 103,8 6,3%	8 103,8 6,3%
XV. ライヒ大蔵省	429,8 6,8%	428,6 6,8%	449,9 5,5%	472,6 4,7%	497,8 3,8%	591,9 3,4%	695,5 2,4%	802,5 1,6%	834,1 1,1%	939,5 0,9%	897,1 0,7%	1 064,2 0,8%
XVI. ライヒ航空問題特命委員；ライヒ航空省 (1933年度以後)	0,2 0%	75,7 1,2%	642,3 7,8%	1 035,7 10,2%	2 224,7 16,8%	3 257,7 18,9%	6 025,9 21,0%	3 941,7 8,1%	1 697,4 2,3%	951,1 0,9%	451,9 0,4%	25 754,0 20,1%
XVII. 一般財政	539,9 ¹⁾ 8,5%	672,5 ⁸⁾ 10,7%	1 091,7 ⁸⁾ 13,3%	536,6 5,3%	583,6 4,4%	925,1 5,4%	△238,7 ⁹⁾ △0,8%	4 421,7 9,0%	2 186,1 ⁸⁾ 2,9%	4 429,3 ⁸⁾ 4,4%	9 172,6 ⁸⁾ 7,1%	10 205,1 7,9%
XVIII. ライヒ郵政省	0 0%	— —	— —	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0,2 0%	0 0%	7,2 0%	2,2 0%	2,2 0%
XIX. ライヒ科学・教育・教養省	— —	— —	— —	27,8 0,3%	44,5 0,3%	24,2 0,1%	31,7 0,1%	116,3 0,2%	406,0 0,5%	504,8 0,5%	539,5 0,4%	540,1 0,4%
XX. 戦後処理 (1935年度まで)；ザールラント (1938年度以後)	494,1 7,8%	454,1 7,2%	482,3 5,9%	437,0 4,4%	— —	— —	122,1 0,4%	122,4 0,3%	102,1 0,1%	58,9 0,1%	48,5 0%	48,5 0%
XXI. ライヒ林野庁	— —	— —	— —	0,5 0%	2,7 0%	5,0 0%	20,0 0,1%	60,9 0,1%	102,7 0,1%	121,0 0,1%	105,2 0,1%	142,4 0,1%
XXII. ライヒ教会問題省；およびライヒ国土計画庁 (1937年度以後)	— —	— —	— —	— —	2,3 0%	3,1 0%	3,4 0%	6,3 0%	6,3 0%	6,0 0%	5,7 0%	5,7 0%
XXIII. 4ヶ年計画特命委員	— —	— —	— —	— —	— —	69,9 0,4%	16,2 0,1%	13,6 0%	23,0 0%	708,9 0,7%	255,7 0,2%	2 364,8 1,8%
XXIV. ハンブルク地方長官府	— —	— —	— —	— —	— —	— —	16,5 0,1%	17,8 0%	16,5 0%	17,5 0%	16,9 0%	16,9 0%
XXV. ボヘミア・モラヴィア保護領長官	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	15,3 0%	48,1 0,1%	64,2 0,1%	93,3 0,1%	102,3 0,1%
XXVI. ライヒ軍需省	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	2,9 0%	167,7 0,2%	457,1 0,4%	1 036,7 0,8%
XXVII. ライヒ東部占領地域省	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	23,4 0%	153,1 0,1%	222,6 0,2%
經常歳計歳出合計 (A)	6 320,6 99,7%	6 266,4 99,6%	8 220,5 99,9%	10 125,9 100,0%	13 235,2 100,0%	17 265,6 100,0%	28 720,3 100,0%	29 822,4 60,9%	22 159,1 29,6%	25 112,4 24,8%	30 116,7 23,4%	— —
B. 特別歳計：												
VII. ライヒ労働省	1,5 —	1,0 —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —
XI. ライヒ交通省	7,6 —	0,4 —	0,2 —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —
XVII. 一般財政	△0,8 —	2,2 —	0,4 —	— —	— —	— —	— —	19 118,2 —	52 743,5 —	76 058,6 —	98 329,2 —	— —
XX. 戦後処理	12,5 —	19,2 —	11,2 —	2,3 —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —
特別歳計歳出合計 (B)	20,8 0,3%	22,9 0,4%	11,8 0,1%	2,3 0%	— —	— —	— —	19 118,2 39,1%	52 743,5 70,4%	76 058,6 75,2%	98 329,2 76,6%	— —
ライヒ歳計歳出総額 (AおよびB)	6 341,4 100,0%	6 289,3 100,0%	8 232,3 100,0%	10 128,2 100,0%	13 235,2 100,0%	17 265,6 100,0%	28 720,3 100,0%	48 940,5 100,0%	74 902,5 100,0%	101 170,9 100,0%	128 445,9 100,0%	128 445,9 100,0%

資料：Reichshaushaltsrechnungen 1932 - 1941, aaO.; Rechnungsergebnis 1942, aaO.

註(1) 1932年度のライヒ歳計決算は総額方式によっている。他方、先に述べたように、1933年度以後の歳計決算は純額方式によっている。そこで、この両者を比較可能なものとするために、この表の1932年度の歳出については、第XVII款の決算額から、地方交付税交付金額16億330万RMが控除されている。

(2) 1939年度以後の特別歳計は、収入面では第XIV款ライヒ公債の、支出面では第XVII款一般財政の別会計として設定され、歳出はさらにその内部で、經常歳計の款と同じ構成からなる部 Teil に分けて計上されていた (たとえば、内務省の經常歳計は第V款に、特別歳計は第V部に計上されていた)。この欄では、このような仕組みもとづいて、1942年度について同じローマ数字の番号を持つ款と部の歳出の合計額を計上した。

(3) 科学・教育・教養省の特別歳計10万RMを含む。

(4) 1937年度より、警察行政が州からライヒ内務省に移管された。

(5) ライヒ暫定経済評議会の歳出50万RMを含む。

(6) 1935年度より、司法行政が州からライヒ司法省に移管された。

(7) 航空関係支出 (1932年度：4050万RM, 1933年度：120万RM), 中央航空保安局の支出 (1932年度：200万RM) を含む。

(8) 經常歳計から特別歳計への繰入れ支出 (1933年度：370万RM, 1934年度：40万RM, 1940年度：31億3570万RM, 1941年度：170億1380万RM, 1942年度：202億7630万RM) を除いた金額である。

(9) この金額がマイナスになっているのは、国防軍によって1938年度後半に発行され、1939年度に償還された納入者国庫証券の金額 (27億RM) がこの款において「負の支出」として控除されたためである。第14表参照。

ドイツ・ライヒの財政収支

B. 防 空:																										
継 続 時 費																										
一 小計 (XVII)																										
第 XVI 款 ライヒ航空省の合計:																										
継 続 時 費		74,4	83,3	28,2	40,0	81,7	26,7																			
一		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第 XVI 款 計		74,4	83,3	28,2	40,0	81,7	26,7																			
3. 第 VIII および XVI 款の合計:																										
継 続 時 費		74,4	83,3	28,2	40,0	81,7	26,7																			
一 時 費		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第 VIII および XVI 款の合 計		74,4	83,3	28,2	40,0	81,7	26,7																			
II. 特別歳計: 第 XVI 款一般財政																										
1. 第 VIII 部 国防軍																										
最高司令部		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2. 第 VIII 部 A 陸軍		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3. 第 VIII 部 B 海軍		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4. 第 XVI 部 ライヒ航空省		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第 VIII および XVI 部の合計		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ライヒ歳計上の国防費合計 (I および II)		745,8	2 771,4 (2 510,0)	5 821,2 (3 022,0)	8 272,5 (4 353,9)	17 247,2 ²⁾ (17 242,5)	11 906,0	4 123,7	2 653,0	1 372,9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

資料: Reichshaushaltsrechnungen 1932-1941, aaO.; Rechnungsergebnis 1942, aaO.; Bericht über die Finanzierung, aaO.

注 (1) 括弧内の金額は、当該科目に含まれている手形償還支出を除外した金額である。第13表第II欄参照。

(2) この金額には、国防費調達のために発行された納入者国庫証券のうち、1938年度後半に発行されたため同年度中には償還されず、1939年度に償還されたものに相当する額27億RMが含まれている。第2表の註4、および第14表参照。

第13表：メフォ手形の発行および償還 (1933~1944年度, 単位：100万RM)

	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940	1941	1942	1943	1944
I. 流通在 高												
1. 毎年10月31日現在 ¹⁾	11 668	11 072	10 458	9 835	9 161	8 474
2. 毎年12月31日現在 ²⁾	60	1 412	3 852	6 305	8 680	11 933	11 448	10 769	10 102
3. 毎会計年度末 ¹⁾	..	2 145	4 860	9 312	12 000	11 933	11 444	10 767	10 098	9 483	8 833	8 144
4. 年度毎の増減(△)	..	2 145	2 715	4 452	2 688	△67	△489	△677	△669	△615	△650	△689
II. メフォ手形の償還 ³⁾	546,5 ⁴⁾	655,1	631,2	632,7	655,2	665,3
III. メフォ手形の新規発行高	395 ⁵⁾	1 747	3 580,5	7 251,2	6 606,5	4,7

註(1) Bericht über Mefo-Wechsel, aaO.

(2) Tabelle 2.04 Kredit im Rahmen der Arbeitsbeschaffungsmaßnahmen und sonstige Sonderkredite, in: Deutsches Geld- und Bankwesen in Zahlen 1876-1975, hrsg. v. Deutscher Bundesbank, Frankfurt a. M. 1976, S. 43のI-1-b) Sonstige Arbeitsbeschaffungskredite für das Reichの欄に記載されているものである。この金額は、メフォ手形のライヒ銀行保有額(ライヒ政府、金額引銀行等の勘定に分離して記載されている金額を含む)を意味する。

(3) Reichshaushaltsrechnungen 1933-1941, aaO; Rechnungsergebnis 1942, aaO; Bericht über die Finanzierung, aaO. にもとづいて、1935~1938年度におけるメフォ手形の償還は、第IV款A第15項(科目名：武器、弾薬、器材)、第IV款B第E22項(海軍再編成のための支出)および第VI款A第E11項(空軍建設のための特別施設に関する支出)に、予算外 außerplanmäßig の支出として計上されたものと想定される。決算書によると、その金額はつきのとおりである(単位：百万RM)。

	1935	1936	1937	1938
第IV款A第15項	..	1 274,4*	2 003,7*	4,7*
第IV款B第E22項	79,3	175,9	357,1	..
第VI款A第E11項	182,1	1 348,9	1 557,7	..
計	261,4	2 799,2	3 918,5	4,7

このうち、決算書においてメフォ手形の償還と明示されているのは、斜字体の金額のみだが、Bericht über die Finanzierung, aaO. は、*印を付した金額をメフォ手形の償還としてあげている。ここでは、上記のすべての金額をメフォ手形の償還とみなすこととした。なお、1935年度には、これ以外に、第IV款第9項(失業者扶助)に6億4100万RMのメフォ手形の償還が計上されている。第5表の註7を参照。

(4) 1939年度以後は、第IV款第6項「短期債務の償還」に計上されている。

(5) この表のI-2欄の1933年末および1934年末の数値より推定した金額である。ミヒャエル・ガイヤーは、この金額を、彼自身による一連の原史料の検証にもとづいて12億RMと推定している。Geyer, Michael: Zum Einfluß der nationalsozialistischen Rüstungspolitik auf das Ruhrgebiet, in: Rheinische Vierteljahrsblätter, Jg. 45, 1981, S. 253.

第14表：納入者国庫証券の発行および償還¹⁾ (1938および1939年度, 単位：100万RM)

	1938		1939		合 計
	発 行	償 還	残 額	残 額	
陸 軍	2 467,7	365,0	2 832,7
海 軍	614,9	65,0	679,9
空 軍	2 467,3	220,0	2 687,3
合 計	5 549,9	2 849,9	2 700,0	650,0	6 199,9

資料：Vernerk der Wirtschaftsstelle des OKW, betr.: Zinszahlungen, Stichtag 31.3.1939, den 31. März 1939, in: Bundesarchiv: R2/3230; Bericht über die Finanzierung, aaO.

註(1) 納入者国庫証券の発行と償還は、1938年度の残額27億RMが翌39年度に第XVII款を通じて償還されたのを別として、すべて第VIIIおよびXVI款を通じて同一年度内におこなわれた。

第15表：国防費に関する雑史料の比較と推計（1933～1943年度，単位：100万RM）

	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940	1941	1942	1943
I. 国防軍最高司令部国防経済局 (Friedrich Tischbein)作成 の「国防費」統計 ¹⁾	914,8	3 490,2	6 531,4	9 575,9	11 311,1	7 073,3 ²⁾
II. ライヒ七大臣省統計局作成の 「国防費」統計 ³⁾	14,6Md ⁴⁾	31,6Md ⁵⁾	48,8Md.	67,3Md.	82,0Md.	96,3Md.
III. 「国防・軍事等のための支出」 (Landerrat des amerikani- schen Besatzungsgebietsに よる) ⁶⁾	1,9Md.	1,9Md.	4,0Md.	5,8Md.	8,2Md.	18,4Md.	32,3Md.	58,1Md.	75,6Md.	96,9Md.	117,9Md.
IV. シュテューベール ⁷⁾ による「軍 事費」統計：											
1. ライヒ歳計上の国防費	746	1 952	2 772	5 821	8 273	17 247	11 906 ⁸⁾
2. メア ⁹⁾ の手形	—	2 145	2 715	4 452	2 688	—	—	—	—	—	—
合計	746	4 097 ¹⁰⁾	5 487	10 273	10 961	17 247	11 906
V. 筆者の推計による「国防費」											
1. ライヒ歳計上の国防費 ¹¹⁾	745,8	1 952,9	2 510,0	3 022,0	4 353,9	14 542,5	28,9Md. ¹²⁾	48,8Md.	67,3Md.	82 048,6	96,3Md.
2. ライヒ歳計外の国防費 ¹³⁾	398,0	1 747,0	3 580,5	7 251,2	6 606,5	2 700,0	—	—	—	—	—
合計	1 143,8	3 699,9	6 090,5	10 273,2	10 960,4	17 242,5	28,9Md.	48,8Md.	67,3Md.	82 048,6	96,3Md.

註 (1) Wehrmachtsausgaben 1933-1938, WH 58a 40 38 g K Beih. 3/1073/38 g K WH(II), den 4. November 1938, in: Bundesarchiv-Militärarchiv: WjVL/104.

(2) 1938年4月1日より9月30日まで。

(3) Statistische Übersichten, aaO.

(4) この金額は、1938年度の歳計決算上の国防費172億4720万RMから、納入者国庫証券の未償還額27億RMを控除して算出されたものと考えられる。

(5) この金額は、筆者の算定によれば、1939年度の歳計決算の第X項第9b項の歳出に納入者国庫証券の償還として計上された27億RMを含んでいるはずである。

(6) Statistisches Handbuch, aaO., S. 555.

(7) Stuebel, Heinrich: Die Finanzierung der Aufrüstung im Dritten Reich, in: Europa-Archiv, 20. Juni 1951, S. 4129.

(8) シュテューベールの、前掲論文において、この119億600万RMは1939年4月から8月までの間にすべて償還されたとしているが、これは誤りである。1939年9月の開戦と同時に国防費に関する特別歳計が設定された後も、国防費がすべて特別歳計から支出されることになったわけではなく、少なからぬ規模の殊に一時的経費が経常歳計をつうじて引継ぎ支出されていたことは、第10表から明らかである。従って、1939年4～9月の国防費支出額はこの119億RMを下回る規模だったと見るべきである。

(9) この一連の金額は、ライヒ七大臣省総務局に属していた W. Genese が戦後に国際裁判官のために作成した軍事費統計と一致する。後者については、筆者は未見なので、Erbe, Rene: Die nationalsozialistische Wirtschaftspolitik 1933-1939 im Lichte der modernen Theorie, Zürich 1958, S. 39 に引用されているものによっている。

(10) シュテューベールについては、第10表およびXIV項の歳出合計額（ただし、手形償還額および納入者国庫証券の未償還額を除く）——第12および14表参照——、1939～1943年度

(11) 1933～1938年度については、第10表およびXIV項の歳出合計額（ただし、手形償還額を除く）——第12および14表参照——、1939～1943年度

については、この表の第II欄の数値（ただし、1939年度は別——註5および12参照）。1942年度については、第12表による。

(12) 第II欄の316億RMから、前年度に償還未了となった納入者国庫証券の償還額27億RMを差引いた金額（註5参照）。

(13) 第13表の第III欄。1938年度については、納入者国庫証券の未償還額。なお、第14表を参照。

第16表：警察、準軍事組織および党に対する支出 (1933~1943年度, 単位：100万RM)

	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940	1941	1942	1943
I. 警察：											
1. 經常歳計：											
a. 州警察行政への補助	204,5	214,3	153,6	57,0 ¹⁾	△0,3	—	—	—	—	—	—
b. 技術緊急援助団	1,2	1,0	1,5	1,8	—	—	—	—	—	—	—
c. 親衛隊全国指導者兼ドイツ警察長官	—	—	—	—	3,0	4,1	4,9	5,9	8,1	—	—
d. 秩子警察(刑事警察を含む)	—	—	—	—	364,0	448,9	594,4	776,1	924,0	—	—
e. 秘密警察(1938年度以後)：	—	—	—	—	38,4	61,1	81,1	108,5	134,9	—	—
刑事警察以外の治安警察)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
f. ライヒ治安部	—	—	0,4	0,6	0,9	—	—	—	—	—	—
g. その他の警察関係支出	—	—	—	—	34,1	76,3	107,3	94,1	84,2	—	—
小計(I-1)	205,7	215,3	155,5	59,4	440,1	590,4	787,7	984,6	1 151,2	1 197,7	—
2. 特別歳計：警察関係支出	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(I)	205,7	215,3	155,5	59,4	440,1	590,4	852,2	1 180,2	1 438,2	1 767,2	2 574,6
II. 準軍事組織：											
1. 經常歳計：											
a. 親衛隊、突撃隊、ナチス自動車隊、強制収容所等(1939年度以後：武装親衛隊)	50,2 ²⁾	389,4 ³⁾	145,84 ⁴⁾	159,3 ⁵⁾	100,5	179,0 ⁶⁾	220,3	20,3	41,5	1,8	—
b. 労働奉仕団(1937年度以後：ライヒ労働奉仕団) ⁷⁾	—	—	—	—	385,1	601,8	423,5	408,8	435,2	451,6	475,1
小計(II-1)	50,2	389,4	342,5	415,4	485,6	780,8	643,8	429,1	476,7	453,4	475,1
2. 特別歳計：											
a. 武装親衛隊	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
b. ドイツ民族性強化ライヒ特命委員 ⁸⁾	—	—	—	—	—	—	39,0	427,7	586,0	1 061,4	1 552,0
小計(II-2)	—	—	—	—	—	—	39,0	365,0	322,0	285,0	310,4 ⁹⁾
小計(II)	50,2	389,4	342,5	415,4	485,6	780,8	682,8	1 221,8	1 384,7	1 799,8	2 337,5
III. 党およびその下部組織：											
1. 党財務部長への補助	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
内：民族ドイツ人援護局	47,0 ¹³⁾	—	10,0 ¹³⁾	18,0 ¹³⁾	—	—	—	—	—	—	—
その他の補助	47,0	—	10,0	18,0	100,0	190,6	285,3	303,3	393,5	506,9	588,8
小計(III)	302,9	604,7	508,0	492,8	1 025,7	1 561,8	1 820,3	2 705,3	3 216,4	4 073,9	5 500,9
総計(I~III)											
	502,9	1 028,7	1 006,1	1 157,6	1 511,3	2 151,8	2 445,3	3 407,1	4 801,3	6 567,1	8 082,4

資料：Reichshaushaltsrechnungen 1933-1941, asO.; Rechnungsergebnis 1942, asO.; Vermerk über die Zahlungen, die vom Reichsfinanzministerium an den Reichsschatzmeister der NSDAP für Zwecke der Partei und ihrer Gliederungen geleistet worden sind, gez. v. Schmidt-Schwarzenberg aus dem ehemaligen Reichsfinanzministerium, Nürnberg, den 12. Juni 1948, in: Institut für Zeitgeschichte: ZS 511; 下記の註も参照されたい。

- 註(1) 機動警備隊創設のための支出770万RMを含む。
 (2) このうち、530万RMは予防拘禁のための支出、4493万RMは突撃隊(SA)教練事業のための支出、Bericht des Reichsrechnungshofs über die Prüfung der Vereinmähmung der Obersten SA-Führung vom Reichsministerium des Innern im Rechnungsjahre 1933, den 8. Juni 1934, in: Bundesarchiv: R2/11913a による。
 (3) このうち、150万RMは予防拘禁、1420万RMは親衛隊(SS)アドルフ・ヒットラー連隊、3億7370万RMはSAおよび自発的労働奉仕の補助のための支出。
 (4) このうち、190万RMは予防拘禁、1億4400万RMはSSおよびSA補助のための支出。
 (5) SS機動隊およびSS治安部の新宿営地への移転のための支出。
 (6) 1937年度以後、この欄には、SS、ナチス自動車隊(NSKK)、強制収容所関係の支出が一括されている。1938年度の場合、SSおよびNSKKへの補助が1300万RM、残額は次のような構成となっている(単位:100万RM、ただし、予算額)。

	継続費	一時費	合計
S S 機動隊 (テロおよびアラウエンシュエフ イックのSS士官学校を含む)	37,876	59,960	97,836
S S 親衛隊	16,468	26,980	43,448
強制収容所	10,621	14,845	25,466
合計	64,965	101,785	166,750

なお、一時費には、主として施設等の建設に関する支出が計上されている。Zweiter Haushaltsvoranschlag der SS-Verfügungstruppe sowie SS-Totenkopfverbände und Konzentrationslager für das Rechnungsjahr 1938, den 23. Mai 1938, in: Bundesarchiv: R2/12179; Haushalt der bewaffneten Einheiten der Schutzstaffel und der Konzentrationslager für das Rechnungsjahr 1939, den 17. Juli 1939, in: Bundesarchiv: R2/12186a による。

- (7) 1938年度までは、 Entwicklung der Ausgaben in den Rechnungsjahren 1934-1939, bearb. v. Abl. I des RFM, Ende Juli 1939, in: Bundesarchiv: R2/21781; 1939年度以後は、 Statistische Übersichten, aaO. による。
 (8) Denkschrift zur Reichshaushaltsrechnung für das Rechnungsjahr 1940, aufgestellt v. Reichsrechnungsbef, den 3. Mai 1944, S. 50f., in: Institut für Zeitgeschichte: Da 0902.
 (9) 概算要求額。
 (10) この金額は、SA, SS, NSKK, SS治安部、ヒットラー青少年団およびオーストリー教練事業に分けられていた。1938年度からは、これに党が加わり、オーストリー教練事業が除かれている。Vermerk des Reichsfinanzministeriums über den Reichszuschuß für die Partei und ihre Gliederungen, J 3751-97 I & den 20. Mai 1943, in: Bundesarchiv: R2/31096 による。
 (11) 1940~1942年度には、この金額は、民族ドイツ人援護局 Volksdeutsche Mittelstelle の他に、次のように分けられていた(単位:100万RM、資料:上記に同じ)。

	1940	1941	1942
党	59,4	68,3	90,0
S S 治安部	34,7	34,3	39,6
党の下部組織	200,0	129,0	131,1
ヒットラー青少年団	—	153,4	140,5
ヒットラー青少年団による軍事教育	—	—	35,0
計	294,1	385,0	436,2

- (12) Vermerk des Reichsfinanzministeriums, F 2010/43-151 I, den 24. Juli 1944, in: Bundesarchiv: R2/15 による。ただし、Schreiben des Reichsfinanzministers an den Reichsschatzmeister der NSDAP, F 6644-76/44 I & Rs., den 8. Juli 1944, in: Bundesarchiv: NS1/524 によれば、この金額は9020万RMである。
 (13) 「正規の学校以外での青少年の訓練乃至教育」(ヒットラー青少年団)のための支出。
 (14) このうち、200万RMはズデーテンラントにおけるライヒ国会議員選挙の党による準備活動のための支出。
 (15) ニュルンベルクにおける党大会場建設のための目的団体に対する補助。

第17表：ライヒ政府の政策目的のためのライヒ職業紹介・失業保険局の支出 (1933~1940年度, 単位: 100万RM)

	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940
	(暦年)	(暦年)	(暦年)	(暦年)	(暦年)	(暦年)	(暦年)	(暦年)
I. 1932~1933年度のライヒ政府の雇用創出事業の一環としての支出:								
1. 1933年度以後の基本助成金	203,2	246,9	185,4	106,0	—	—	—	—
2. 失業削減法(1933年6月1日)第1条第1項7による土木事業に従事する失業扶助および恐慌扶助受給者に対する扶助金の支出	0,9	3,0	2,3	..	—	—	—	—
3. 個人住宅建設の促進(貸付)	0,3	3,8	2,5	0,2	—	—	—	—
4. 建設貯蓄金庫に対する貸付利子補填	0,1	1,9	2,0	1,5	—	—	—	—
5. 失業者による農村補助労働	27,7	15,6	16,9	2,4	—	—	—	—
6. 女子労働奉仕	1,1	5,4	5,6	—	—	—	—	—
計 (I)	233,3	276,6	214,8	110,1	—	—	—	—
II. ライヒ政府の政策目的のためのその他の支出:								
1. 失業の除去, 防止のための支出	3,1	8,3	4,6	5,8	—	—	—	—
2. 恐慌扶助支出(1933年改正以前)におけるライヒ資金の補填	366,0	—	—	—	—	—	—	—
3. 恐慌扶助における行政経費の補填	8,3	—	—	—	—	—	—	—
4. ライヒと福祉事業のため	261,4	258,7	140,3 ¹⁾	164,3 ¹⁾	—	—	—	—
5. 労働奉仕団(中央指導部)のため	11,0	—	—	—	—	—	—	—
6. 失業救済のためのその他の支出	6,5	3,8	2,4	1,9	1,9	1,8	—	—
7. 傷病保険担当機関への支出	34,6	24,4	15,8	16,2	—	379,0 ²⁾	338,3 ²⁾	450,4 ²⁾
8. ライヒと鉱夫保険への支出	2,5	1,6	1,3	—	—	—	—	—
9. 救護事業宿舎および農村奉仕	—	12,3	11,6	3,4	—	—	—	—
10. 年金保険への支出	—	—	18,0	40,0	—	—	—	—
11. ライヒ雇用創出事業への参加:								
a. ライヒ・アウトパトーン公社	—	—	—	150,0	265,0	210,0	800,0	450,0
b. ライヒ道路および水路	—	—	—	300,0	—	—	—	—
12. 1932および1933年の雇用創出事業にかかる満期手形の償還	—	—	—	—	404,3	378,5	—	344,7
13. ライヒ政府への納付	—	—	—	—	368,8	42,5 ³⁾	—	—
14. 児童扶助給付のためのライヒと特別資産への繰入れ	—	—	—	—	—	298,6	418,3	340,6
合計 (II)	693,4	309,1	194,0	681,6	1 040,0	1 310,4	1 556,6	1 585,7
合計 (IおよびII)	926,7	585,7	408,8	791,7	1 040,0	1 310,4	1 556,6	1 585,7

資料: Quelle: 第I欄: Denkschrift des Reichsfinanzministeriums, aaO.; 第II欄のうち 1933-1938年度: Bericht der Reichsanstalt für Arbeitsvermittlung und Arbeitsversicherung für die Rechnungsjahre 1933-1938, in: Reichsarbeitsblatt, Teil II, jeder Jahrgang; 1939および1940年度: Lamperdt, Heinz: Probleme der Konjunkturstabilisierung durch die Arbeitslosenversicherung, in: Finanzarchiv, N.F. Bd. 22, April 1963, S. 247-85, 特に S. 263.

注 (1) ライヒ福祉事業 Reichswohlfahrtshilfe の収入欠損額 (1935年度: 6740万RM, 1936年度: 1億4780万RM) の償還を含む。
 (2) 傷病保険, 被用者年金保険の担当機関への補助。
 (3) 1937年度の剰余金のライヒへの納付。